

官報

号外 昭和四十九年三月二十八日

第七十二回 衆議院會議録 第二十一号

昭和四十九年三月二十八日(木曜日)

議事日程 第二十号

昭和四十九年三月二十八日

午後一時開議

第一 農用地開発公団法案(内閣提出)
第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 農用地開発公団法案(内閣提出)

日程第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

会社臨時特別税法案(村山達雄君外一名提出)
「福田大蔵大臣の昭和四十七年度決算の概要に對するの發言及び質疑」

午後一時十九分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きます。

日程第一 農用地開発公団法案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、農用地開発公団法案を議題といたします。

農用地開発公団法案

右

國會に提出する。

昭和四十九年二月十二日

内閣総理大臣 田中 角榮

農用地開発公団法

目次

- 第一章 總則(第一条—第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条—第十八条)
- 第三章 業務(第十九条—第三十条)
- 第四章 財務及び會計(第三十一条—第四十一条)
- 第五章 監督(第四十二条—第四十三条)
- 第六章 雑則(第四十四条—第四十六条)
- 第七章 罰則(第四十七条—第四十九条)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 農用地開発公団は、開発して農用地とすることの適當な未墾地等が相當の範圍にわたつて存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を總合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 農用地開発公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、二億円と附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範圍内において、公団に追加して出資することができる。

3 公団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、農用地開発公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第九条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第十条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

昭和四十九年三月二十八日 衆議院會議録第二十一号 農用地開闢公団法案

七三一

2 副理事長及び理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員資格事項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員解任)

第13条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員

となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第16条 理事長は、公団の理事又は職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第17条 公団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第18条 公団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第19条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 近代的な農業経営の成立のために必要な農用地(耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養蚕の業務のための採草の目的に供される土地をいう。以下同じ)及び農業用施設を有する農畜産物の濃密生産団地を建設するため、次の事業を行うこと。

イ 農用地の造成(農用地間における地目交換の事業を含む)及びこれと併せて行う農業用施設(農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(以下「土地改良施設」という)を除く。以下この号において同じ)の用に供される土地の造成又は改良

ロ 土地改良施設の新設若しくは改良又は農

用地の改良若しくは保全のために必要な区画整理、客土、暗き排水若しくはこれらに準ずる事業として政令で定めるものであつて、イの事業と併せて行うもの

ハ 農業用施設の新設又は改良であつて、イの事業と併せて行うもの

二 前号イ又はロの事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利又はその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利若しくは水の使用に関する権利の交換分合を行うこと。

三 第一号の業務を行うことにより新設され、又は改良された農業用施設についての災害復旧事業を行うこと。ただし、当該業務が完了した後に行うものを除く。

四 第一号の業務を行うことにより新設され、又は改良された農業用施設の譲渡を行うこと。

五 第一号の業務と併せて農機具、家畜その他農林省令で定める物の売渡を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、委託に基づき、農林大臣の認可を受けて、同項第一号イ若しくはロの事業として行う工事又は同項第三号の業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。

(事業実施方針)

第二十條 農林大臣は、政令で定めるところにより、都道府県から、区域を特定して公団が前条第一項の業務を行うべき旨の申出があつた場合において、申出の内容が次に掲げる要件のすべてを備えているものと認めるときは、その区域に係る同項の業務につき、事業実施方針を定め、これを公団に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 申出に係る区域が、開発して農用地とすることの適当な未墾地又は農業上の利用の程度

が著しく低い農用地が相当規模の面積で存在する地域として政令で定める要件に適合するものであること。

二 申出に係る区域が前条第一項第一号の濃密生産団地の建設に必要な自然的経済的諸条件を有していること。

三 申出に係る区域の周辺の地域が、第一号に規定する未墾地及びこれに準ずる土地が相当の範囲にわたつて存在する地域として政令で定める要件に適合するものであること。

2 農林大臣は、前項の事業実施方針を定め、又は変更しようとするときは、大蔵大臣及び自治大臣に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による申出を行う場合又は前項の規定により意見を聴かれた場合には、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(事業実施計画)

第二十一條 公団は、第十九条第一項第一号の業務を行うおとるときは、政令で定めるところにより、前条第一項の事業実施方針に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、農林省令で定めるところにより、当該事業実施計画の概要その他必要な事項を公告して、当該事業実施計画の概要に係る第十九条第一項第一号イの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者(同号イの事業の実施に係る区域(事業実施計画の概要が同号ロの事業を内容の一部に含むときは、同号ロの事業の実施に係る区域)内にある土地)についての土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三条第一項各号に掲げる者に相当する者をいう。以下同じ)の

全員の同意(当該事業実施計画の概要が第十九条第一項第一号の事業を内容の一部に含むときは、当該全員の同意及びその同号の事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意)を得なければならない。

3 第十九条第一項第一号の事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者は、その者に係る土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(当該土地についての事業参加資格者を除く)が他に存するときは、前項の同意又は不同意を公団に表示する前において、農林省令で定めるところにより、当該事業の実施につき、その使用及び収益をする者の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、公団と第一項の規定による協議をする場合には、関係市町村長に協議しなければならない。

5 事業参加資格者の範囲については、政令で定める。

6 土地改良法第五十六条第六項、第八十六条第六項、第九十条第五項及び第八十七条第十項の規定は、第一項の場合について準用する。

(事業実施計画の変更)

第二十二條 公団は、前条第一項の事業実施計画を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、関係都道府県知事に協議するとともに、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により事業実施計画の変更(農林省令で定める軽微な変更を除く)をしようとする場合において、同項の認可を申請するときは、あらかじめ、農林省令で定めるところにより、その変更後の事業実施計画の概要その他必要な事項を公告して、次の各号の区分により、それぞれ当該各号に定める同意を得なければならない。

一 その変更後の事業実施計画の概要が第十九条第一項第一号の事業を内容の一部を含む

場合、その変更後の事業実施計画の概要に係る同号の事業の実施に係る区域(その変更により同号の事業の実施に係る区域の一部がその変更後の同号の事業の実施に係る区域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる区域をその変更後の同号の事業の実施に係る区域に含めた区域。次号において同じ)内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意及びその変更後の事業実施計画の概要に係る同号の事業の実施に係る区域(その変更により同号の事業の実施に係る区域の一部がその変更後の同号の事業の実施に係る区域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる区域をその変更後の同号の事業の実施に係る区域に含めた区域)内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意

二 その変更後の事業実施計画の概要が第十九条第一項第一号の事業を内容の一部に含まない場合、その変更後の事業実施計画の概要に係る同号の事業の実施に係る区域(その変更後の同号の事業の実施に係る区域に含めた区域)内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意

2 公団は、前条第一項の事業実施計画を変更しようとする場合において、その変更後の事業実施計画の概要がその変更により新たな区域を第十九条第一項第一号の事業の実施に係る区域の一部とすることとなるときは、前項各号に定める同意のほか、その新たな区域内にある土地についての事業参加資格者の全員の同意を得なければならない。

4 前条第四項並びに土地改良法第五十六条第六項、

第八十六条第六項、第九十条第五項、第四十条第四項及び第八十七条第十項の規定は、第一項の場合について、前条第三項の規定は前項の場合について準用する。

(換地計画)

第二十三條 公団は、その行う第十九条第一項第一号又は第二号の事業につき、その事業の性質上必要があるときは、その事業の実施に係る区域につき、換地計画を定め、関係都道府県知事に協議するとともに、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 土地改良法第五十二条第二項、第三項、第五項前段及び第六項から第八項まで、第五十二条の二から第五十二条の五まで、第五十三条(第一項第一号を除く)、第五十三条の二の二、第五十三条の三、第五十三条の四から第五十五条まで並びに第八十九条の三の規定は、前項の換地計画について準用する。

(交換分合計画)

第二十四條 公団は、第十九条第一項第二号の業務を行おうとするときは、政令で定めるところにより、第二十条第一項の事業実施方針に基づいて交換分合計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 土地改良法第八十九条の三、第九十九条第二項から第十三項まで、第一百一条から第一百七条まで、第八十八条第一項及び第二項、第九十九条から第一百十一条まで、第一百三十七条並びに第四百二十二条(同法第一百三十七条に係る部分に限る)の規定は、前項の交換分合計画について準用する。

(災害復旧事業実施計画)

第二十五條 公団は、土地改良施設について第十九条第一項第三号の業務を行おうとするときは、政令で定めるところにより、第二十条第一項の事業実施方針に基づいて災害復旧事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議すると

ともに、農林大臣の認可を受けなければならない。土地改良施設以外の農業用施設について同号の業務を行おうとするときも、同様とする。

2 公団は、前項前段の規定により災害復旧事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、農林省令で定めるところにより、当該災害復旧事業実施計画の概要その他必要な事項を公告して、当該災害復旧事業実施計画の概要に係る第十九条第一項第三号の業務の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意を得なければならない。

3 第二十一条第四項の規定は第一項の場合について、土地改良法第八十六条第六項、第九十条、第九十条第五項及び第八十七条第十項の規定は第一項前段の場合について準用する。

(業務方法書)

第二十六條 公団は、第十九条第一項第四号又は第五号の業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

(費用負担)

第二十七條 公団は、政令で定めるところにより、第十九条第一項第一号及び第二号の事業、同項第二号の業務並びに同項第三号の業務(土地改良施設に係るものに限る。以下同じ)に要する費用の一部を当該事業又は業務の実施に係る区域をその区域の全部又は一部とする都道府県に負担させることができる。

2 前項の都道府県は、政令で定めるところにより、条例で、同項の事業又は業務の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者その他農林省令で定める者で、当該事業又は業務によつて利益を受けるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

3 第一項の都道府県は、同項の事業又は業務の

昭和四十九年三月二十八日 衆議院會議録第二十一号 農用地開発公団法案

七三四

実施に係る区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村が、当該市町村の議会の議決を経て同項の規定による負担金の全部又は一部を負担することについて同意をした場合には、前項の規定によらず、政令で定めるところにより、第一項の規定による負担金の全部又は一部を当該市町村に負担させることができる。

4 前項の市町村は、政令で定めるところにより、条例で、第一項の事業又は業務の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者その他農林省令で定める者で、当該事業又は業務によつて利益を受けるものから、その受ける利益を限度として、前項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

(特別徴収金)

第二十八條 公団、都道府県又は市町村は、公団にあつては政令で定めるところにより、都道府県及び市町村にあつては政令で定めるところにより、条例で、第十九條第一項第一号イ又はロの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者が、公団が農林省令で定めるところにより当該事業が完了した旨の公告をした日以後八年を経過するまでの間に、当該土地を当該事業に係る事業実施計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から特別徴収金を徴収することができる。

2 土地改良法第八十九條の三の規定は公団が徴収する前項の特別徴収金の徴収について、同法

第九十條の二第三項の規定は前項の特別徴収金の額について準用する。

(徴収金の徴収方法)

第二十九條 都道府県又は市町村が徴収する第二十七條第二項若しくは第四項又は前条第一項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一條の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(土地改良法の準用等)

第三十條 土地改良法第百十二條、第百十三條、第百十四條第一項、第百十五條、第百十八條(第二項を除く)、第百二十一條から第百二十三條まで、第百三十八條(第一号に係る部分に限る。及び第百四十二條(同法第百三十八條第一号に係る部分に限る。))の規定は公団が行う第十九條第一項第一号イ及びロの事業、同項第二号の業務並びに同項第三号の業務について、同法第五十八條から第六十二條まで、第六十三條第二項及び第三項、第六十四條、第六十五條、第百十三條の二第二項及び第二項、第百十三條の三、第百十四條第二項、第百十九條、第百二十條、第百三十八條(第二号に係る部分に限る。)、第百三十九條並びに第百四十二條(同法第百三十八條第二号に係る部分に限る。))の規定は公団が行う第十九條第一項第一号イ及びロの事業並びに同項第三号の業務について、同法第六十三條第一項、第百十六條、第百十七條、第百二十三條の二及び第百三十一條の規定は公団が行う第十九條第一項第一号イ及びロの事業について準用する。

2 第二十一條第六項、第二十二條第四項、第二十三條第二項、第二十四條第二項、第二十五條第三項、第二十八條第二項及び前項における土地改良法の準用について必要な技術的統替等は、政令で定める。

第四章 財務及び会計

第三十一條 公団の事業年度は、毎年四月一日に

始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十二條 公団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十三條 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十四條 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び農用地開発債券)

第三十五條 公団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は農用地開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年

度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九條から第三百十一條までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十六條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第三十七條 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十八條 公団は、次の方法による場合を除く

ほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十九条 公団は、農林省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。ただし、第十九条第一項第四号の規定による譲渡し又は同項第五号の規定による売却を行おうとするときは、この限りでない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第四十一条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十二条 公団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第四十三条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合

においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第四十四条 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十五条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十九条第二項、第二十六条第一項、第三十二条、第三十五条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十七条又は第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十六条第二項、第三十九条又は第四十条の規定により農林省令を定めようとするとき。

三 第三十三条第一項又は第四十条の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十八条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十六条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第四十七条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定(第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の四第一項の規定を含む。)により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第五十条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条及び附則第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十二条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第四十九条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第二十七条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公団の設立)

第二条 農林大臣は、公団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名され

た理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(農地開発機械公団の解散等)

第六条 農地開発機械公団は、公団の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において公団が承継する。

2 農地開発機械公団の昭和四十九年四月一日に始まる事業年度は、農地開発機械公団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 農地開発機械公団の昭和四十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

4 第一項の規定により公団が農地開発機械公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における農地開発機械公団に対する政府の出資金に相当する金額は、公団の設立に際し政府から公団に出資されたものとする。

5 第一項の規定により農地開発機械公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第七条 前条第一項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税若しくは特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 前条第一項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で農地開発機械公団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、特別土地保有税を課することができない。

昭和四十九年三月二十八日 衆議院會議録第二十一号 農用地開発公団法案

七三六

(農地開発機械公団の解散に伴う経過措置)

第八条 農地開発機械公団の解散の際現にその役員又は職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二号)附則第十条第二項の復帰希望職員であるものが、引き続き同公団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条第二項から第四項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「公団等職員として」とあるのは「農地開発機械公団又は農用地開発公団の役員又は職員として」と、「公団等職員であつた期間」とあるのは「農地開発機械公団又は農用地開発公団の役員又は職員であつた期間」とする。

2 農地開発機械公団の解散の際現にその役員又は職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十一年法律第五十三号)第二百七条第二項の復帰希望職員であるものが、引き続き同公団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条第二項から第四項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「公団等職員として」とあるのは「農地開発機械公団又は農用地開発公団の役員又は職員として」と、「公団等職員である間」とあるのは「農地開発機械公団又は農用地開発公団の役員又は職員である間」と、「公団等職員であつた間」とあるのは「農地開発機械公団又は農用地開発公団であつた間」とあるのは「農地開発機械公団又は農用地開発公団の役員又は職員であつた間」とする。

第九条 農地開発機械公団の解散の際現にその職員として在職する者で引き続き公団の職員となつたものについては、公団が国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七條の二第一項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き

農用地開発公団において使用される者として在職した後」と、同法附則第十二項中「附則第九項に規定する者」とあるのは「農用地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)附則第九條の規定により読み替へて適用される附則第九項に規定する者」と読み替へてこれらの規定を適用する。(国营土地改良事業の承継等)

第十条 この法律の施行の際現に国が土地改良事業として行つてゐる事業のうち、第二十条第一項の事業実施方針で定められた公団の業務に相当する部分(以下「国营土地改良事業」という)は、当該業務について次項の規定による公示があつた日の翌日から、公団がその業務として行うものとする。

2 農林大臣は、国营土地改良事業に係る公団の業務について第二十一条第一項の規定による事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により公団が国营土地改良事業をその業務として行うこととなつた時において当該国营土地改良事業に關し国が有する権利及び義務は、その時において公団が承継する。

4 第一項の規定により公団が国营土地改良事業をその業務として行うこととなる場合において、国が委託に基づき当該国营土地改良事業と密接な関連を有する工事(以下「関連工事」という)を行つてゐるときは、公団が当該国营土地改良事業をその業務として行うこととなつた時において当該関連工事に關し国が有する権利及び義務は、その時において公団が承継する。ただし、国がその委託をしてゐる者の同意を得ることができなかつたときは、この限りでない。

5 前項の規定により公団が国の有する権利及び義務を承継する場合において、公団が当該関連工事に係る業務を行うについては、第十九条第二項の規定による認可を受けることを要しない。

6 第一項の規定により公団が国营土地改良事業をその業務として行うこととなつたときは、公団は、政令で定めるところにより、第二十七条第一項の規定による負担金の額のうち、当該国营土地改良事業を行うにつき国が要した費用の一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

7 第一項の規定により公団が国营土地改良事業をその業務として行うこととなつた場合における第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「費用」とあるのは、「費用(附則第十条第一項の規定により公団がその業務として行うこととなつた国营土地改良事業を行うにつき国が要した費用を含む。）」とする。

第十一条 公団は、当分の間、第十九条の規定にかかわらず、旧農地開発機械公団法(昭和三十一年法律第四十二号)第十八条第一項から第三項までの業務(第十九条の業務を除く。)を行うことができる。この場合における第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第四号及び第五号の業務」とあるのは、「附則第十一条に規定する業務」とする。

第十二条 公団の成立の日以後三年を限り、第八条に定めるもののほか、公団に、役員として、理事二人を置くことができる。この場合において、これらの理事の任期は、第十一条第一項本文の規定にかかわらず、その成立の日から起算して三年を経過する日までとする。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行の際現に農用地開発公団という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十四条 公団の最初の事業年度は、第三十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十年三月三十一日に終わるものとする。

第十五条 公団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十二条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

(農地開発機械公団法の廃止)
第十六条 農地開発機械公団法は、廃止する。

(農地開発機械公団法の廃止に伴う経過措置)
第十七条 農地開発機械公団の役員又は職員として在職した者については、旧農地開発機械公団法第三十七条及び第三十八條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「公団」とあるのは、「農用地開発公団」とする。

第十八条 附則第十六条の規定の施行前にした旧農地開発機械公団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正)
第十九条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二 第二項第二号中「農地開発機械公団」を「農用地開発公団」に改める。

(土地収用法の一部改正)
第二十条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「地方公共団体」の下に「農用地開発公団」を加える。

(農地法の一部改正)
第二十一条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号中「交換分合」の下に「又は農用地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)第十九條第一項第二号の業務の実施」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第二十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「農地開発機械公社」を「農用地開発公社」に改める。
(地方税法の一部改正)

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号、第二百九十六条第一項第一号及び第三百四十八条第二項第二号中「農地開発機械公社」を削り、第七十二条の四第一項第二号、第七十三条の四第一項第一号及び附則第十一條第八項中「農地開発機械公社」を「農用地開発公社」に改める。
(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二号の規定は、農地開発機械公社が昭和四十九年一月一日までの間に

において取得した同号に規定する固定資産に対して課する昭和四十九年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。
(所得税法等の一部改正)

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「農地開発機械公社」を「農用地開発公社」と改める。
農地開発機械公社法(昭和三十年法律第四十二号)

農用地開発公社法(昭和四十九年法律第号)に改める。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表
二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表
三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別

表第二

四 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第二
(行政管理庁設置法の一部改正)

第二十六条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「農地開発機械公社」を「農用地開発公社」に改める。
(農林省設置法の一部改正)

第二十七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項及び第六項を削る。
第九条第一項第二十九号中「農地開発機械公社」を「農用地開発公社」に改める。

理由
最近における農畜産物の需給の動向等にかんがみ、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当の範囲にわたって存在する地域において、近代的な農業経営の成立のための条件を備えた農畜産物の濃密生産団地を建設するため、農地開発機械公社を廃止して新たに農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行う農用地開発公社を設立することとし、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長辰谷忠男君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔辰谷忠男君登壇〕

○辰谷忠男君 ただいま議題となりました内閣提出、農用地開発公社法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における農畜産物の需給の動向等にかんがみ、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当の範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地を建設するため、農地開発機械公社を廃止して、新たに農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行なう農用地開発公社を設立することとし、その組織、業務、財務、会計、並びに農地開発機械公社の解散及び承継等について所要の規定を設けております。

本案は、二月十二日に提出され、同月二十日農林水産委員会に付託されました。委員会におきましては、二月二十七日農林大臣から提案理由の説明を聴取し、三月五日から二十六日までの間に五回にわたり質疑を行ない、その間、参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を重ね、三月二十六日質疑を終了いたしましたところ、日本共産党・革新共同の委員から修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)
○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十九年二月九日
内閣総理大臣 田中 角榮

出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)
○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十九年二月九日
内閣総理大臣 田中 角榮

一万五千人以上	二万人未満	二、〇一五	一、三八五
二万人以上		二、七三五	一、八三五

第五条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数	区市町村		
	区	市	町 村
一千人未満	五七、九三三円	五四、六五三円	三九、〇八〇円
二千一人未満	六七、八三一	六三、五三五	四三、五三一
三千一人未満	九六、四〇一	八九、九五七	五九、九五七
四千一人未満	一二〇、三七七	一一一、〇〇一	七四、九八四
五千一人未満	一五四、九七三	一四二、〇九九	九五、七五〇
一万一人未満	二〇〇、四九四	一八二、八二三	一一一、〇八六
一万五千人未満	二二九、〇一一	二〇七、三四一	一三九、八八八
二万人未満	二六二、六三五	二二七、〇一七	一五九、一二二
三万人以上	三三三、六一七	二八八、九八五	一九五、二二七

第五条第二項中「在る」を「ある」に、「左の」を「次の」に改め、同項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数	区市町村		
	区	市	町 村
一千人未満	三九、三九〇円	三六、五六〇円	二一、二二七円
二千一人未満	四七、二六八	四三、八七二	二四、二四八
三千一人未満	七〇、九〇二	六五、八〇八	三六、三七二

第五条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項の表を次のように改める。

開票区 の選挙 人数	区市町村		
	区	市	町 村
一千人未満	一八、五三三円	二〇、三三三円	一七、八三三円
二千一人未満	二〇、五三三円	二二、三三三円	一九、八三三円
三千一人未満	二二、五三三円	二四、三三三円	二一、八三三円
四千一人未満	二四、五三三円	二六、三三三円	二三、八三三円
五千一人未満	二六、五三三円	二八、三三三円	二五、八三三円
一万一人未満	二八、五三三円	三〇、三三三円	二七、八三三円
一万五千人未満	三〇、五三三円	三二、三三三円	二九、八三三円
二万人未満	三二、五三三円	三四、三三三円	三一、八三三円
三万人以上	三四、五三三円	三六、三三三円	三三、八三三円

第五条第四項中「在る」を「ある」に、「左の」を「次の」に改め、同項の表を次のように改める。

開票区 の選挙 人数	区市町村		
	区	市	町 村
一千人未満	一八、五三三円	二〇、三三三円	一七、八三三円
二千一人未満	二〇、五三三円	二二、三三三円	一九、八三三円
三千一人未満	二二、五三三円	二四、三三三円	二一、八三三円
四千一人未満	二四、五三三円	二六、三三三円	二三、八三三円
五千一人未満	二六、五三三円	二八、三三三円	二五、八三三円
一万一人未満	二八、五三三円	三〇、三三三円	二七、八三三円
一万五千人未満	三〇、五三三円	三二、三三三円	二九、八三三円
二万人未満	三二、五三三円	三四、三三三円	三一、八三三円
三万人以上	三四、五三三円	三六、三三三円	三三、八三三円

二十一人以上

八〇〇

七、○○○

六、五〇〇

第九條第一項中「左の」を「次の」に、**「通り」を「とおりに改め、同項の表を次のように改める。**

演説会場の施設 設の面積	開催の時	区市町村	
		区	市町村
百六十五平方メートル未満	午前八時三十分から午後五時までのものをいう。 以下同じ。	二、二五〇円	一、八〇〇円
百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満	午後五時から三十分までのものをいう。 以下同じ。	六、六四〇円	五、八八二円
三百三十平方メートル以上四百九十五平方メートル未満		六、六六三	五、九八一
四百九十五平方メートル以上		六、七二一	六、〇〇九
	昼間		一、六九〇
	夜間		五、〇九三
	昼間		五、〇八四
	夜間		

第九條第二項中「在る」を「ある」に、「三千二十九円」を「四千三百四十四円」に、「二千六百三十九円」を「四千三十二円」に、「二千九十九円」を「三千三百四十四円」に改め、同條第七項中「二百四十円」を「三百円」に、「但し」を「ただし」に、「三百円」を「三百八十円」に、「三百六十円」を「四百五十円」に、「三百九十円」を「四百九十円」に、「四百二十円」を「五百三十円」に、「四百八十円」を「六百円」に、「七百二十円」を「九百円」に改める。

第十條第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表を次のように改める。

施設		学校以外		学校		施設			
夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	開催のとき	演説会 開催の日	演説会 開催の日	区市町村
一七、八二六	六、〇五五	一五、八二六	四、〇五五 円	平 日	土曜日の午後又は日曜 日若しくは休日	平 日	土曜日の午後又は日曜 日若しくは休日	区	
一七、八二六	一七、六三九	一五、八二六	一五、六九 円	平 日	土曜日の午後又は日曜 日若しくは休日	平 日	土曜日の午後又は日曜 日若しくは休日	市	
一六、五三四	五、六〇五	一四、五三四	三、六五 円	平 日	土曜日の午後又は日曜 日若しくは休日	平 日	土曜日の午後又は日曜 日若しくは休日	町	
一六、五三四	一六、三三七	一四、五三四	一四、三七 円	平 日	土曜日の午後又は日曜 日若しくは休日	平 日	土曜日の午後又は日曜 日若しくは休日	村	
一四、五八八	五、四九五	一三、五八八	三、四九五 円	平 日	土曜日の午後又は日曜 日若しくは休日	平 日	土曜日の午後又は日曜 日若しくは休日		
一四、五八八	一四、四二二	一三、五八八	二、四二二 円	平 日	土曜日の午後又は日曜 日若しくは休日	平 日	土曜日の午後又は日曜 日若しくは休日		

第十條第二項中「八千七十六圓」を「一万一千五百八十四圓」に、「七千三十六圓」を「一万七百五十二圓」に、「五千五百九十六圓」を「八千九百十六圓」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十三條第一項中「除く外を」を除くほか」に、「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に、「但し」を「ただし」に改め、同項各号を次のように改める。

「ただし」に改め、同項各号を次のように改める。

[illegible]

二 都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙
一、〇八八、五八六円
参議院議員選挙
一、一二三、七四六円

三 認定出先機関

衆議院議員選挙
五九四、八九一円

参議院議員選挙 六二、四七二円

四 大都市

衆議院議員選挙

二、六九四、七八三円

五区

選挙人の数			
五万人以上			
十万人以上			
二十万人以上			

選舉	五萬人未滿	十萬人未滿	十五萬人未滿	十五萬人以上
衆議院議員選舉	一、五九三、八八七 _円	一、九六六、三八七 _円	二、四四六、八八七 _円	三、〇四五、七八七 _円
參議院議員選舉	一、六三五、五八七	二、〇〇八、〇八七	二、四八八、五八七	三、〇八七、四八七

昭和四十九年三月二十八日 衆議院會議録第二十一号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

七四二

六 市

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
選挙	七〇〇〇円	九六、四〇〇円	一、五五、七三〇円	二、一五、七六〇円	二、七五、九三〇円
衆議院議員選挙	七〇〇〇円	九六、四〇〇円	一、五五、七三〇円	二、一五、七六〇円	二、七五、九三〇円
参議院議員選挙	七〇〇〇円	九六、四〇〇円	一、五五、七三〇円	二、一五、七六〇円	二、七五、九三〇円

七 町村

選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
選挙	六、一〇〇円	七、九〇〇円	一〇、一〇〇円	一三、三〇〇円	一六、五〇〇円	一九、七〇〇円	二二、九〇〇円
衆議院議員選挙	六、一〇〇円	七、九〇〇円	一〇、一〇〇円	一三、三〇〇円	一六、五〇〇円	一九、七〇〇円	二二、九〇〇円
参議院議員選挙	六、一〇〇円	七、九〇〇円	一〇、一〇〇円	一三、三〇〇円	一六、五〇〇円	一九、七〇〇円	二二、九〇〇円

第十三条第二項中「在る」を「ある」に、「左の」を「次の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百五十万人未満	一百五十万人以上二百五十万人未満	二百五十万人以上
選挙	二、一〇〇、七五〇円	二、三六、二五〇円	二、六二、七五〇円	二、八九、二五〇円	三、一五、七五〇円
衆議院議員選挙	二、一〇〇、七五〇円	二、三六、二五〇円	二、六二、七五〇円	二、八九、二五〇円	三、一五、七五〇円
参議院議員選挙	二、一〇〇、七五〇円	二、三六、二五〇円	二、六二、七五〇円	二、八九、二五〇円	三、一五、七五〇円

第十三条第三項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同項各号を次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百五十万人未満	一百五十万人以上二百五十万人未満	二百五十万人以上
選挙	二、一〇〇、七五〇円	二、三六、二五〇円	二、六二、七五〇円	二、八九、二五〇円	三、一五、七五〇円
衆議院議員選挙	二、一〇〇、七五〇円	二、三六、二五〇円	二、六二、七五〇円	二、八九、二五〇円	三、一五、七五〇円
参議院議員選挙	二、一〇〇、七五〇円	二、三六、二五〇円	二、六二、七五〇円	二、八九、二五〇円	三、一五、七五〇円

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百五十万人未満	一百五十万人以上二百五十万人未満	二百五十万人以上
選挙	二、一〇〇、七五〇円	二、三六、二五〇円	二、六二、七五〇円	二、八九、二五〇円	三、一五、七五〇円
衆議院議員選挙	二、一〇〇、七五〇円	二、三六、二五〇円	二、六二、七五〇円	二、八九、二五〇円	三、一五、七五〇円
参議院議員選挙	二、一〇〇、七五〇円	二、三六、二五〇円	二、六二、七五〇円	二、八九、二五〇円	三、一五、七五〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

九〇三、〇八五円
九三八、二四五円

三 認定出先機関

九〇三、〇八五円
九三八、二四五円

二 都道府県の支庁又は地方事務所	九三、七六〇円
三 認定出先機関	四六、八八〇円
四 大都市	二五四、八七〇円
五 区	六九、五一〇円
六 市	

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
金 額	一一、九〇三円	二一、五〇五円	三八、七〇九円	五五、九一三円	六〇、二二四円

選挙人の数	二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人以上
金 額	一円	一円	一円	三、五六六円	七、一三二円

第十三条第四項中「七千二百円」を「九千円」に、「三千六百円」を「四千五百円」に、「但し」を「ただし」に、「在る」を「ある」に、「左の」を次の「に」に改め、同項の表を次のように改める。

地域	都道府県市町村等	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一 級 地	地	一一、二五〇円	五、六二五円
二 級 地	地	一三、五〇〇円	六、七五〇円
三 級 地	地	一四、六三〇円	七、三二五円
四 級 地	地	一五、七五〇円	七、八七五円
五 級 地	都府県の区域	一八、〇〇〇円	九、〇〇〇円
	道の区域	二七、〇〇〇円	一三、五〇〇円

第十三条の二第二項中「百五十六円」を「二百六円」に改める。
第十四条第二項中「二千五百円」を「三千四百円」に、「二千円」を「二千七百円」に改める。
第十七条第二項中「三十二万三千五百十二円」を「四十三万一千九百七十一円」に、「三十二万六千九百四十三円」を「四十三万四千四百七十七円」に改め、同条第三項中「一八八、六〇七」を「二八二、七六三」に、「二一四、六九三」を「一七一、三四二」に、「一八四、五九三」を「二八二、八八四」に、「二二二、

昭和四十九年三月二十八日 衆議院会議録第二十一号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案 会社臨時特別税法案

二五二を「一七一、四一六」に改める。

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行の際既にその期日を公示し又は告示してある国会議員の選挙等については、なお従前の例による。

理 由

最近における公務員の給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で都道府県及び市町村に交付するものの基準を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長福永健司君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔福永健司君登壇〕

○福永健司君 議題、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における公務員の給与の改定、賃金及び物価の変動等に伴い、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準が、実情に即さないものとなっておりますので、所要の改定を加えようとするものであります。

すなわち、投票所経費、開票所経費、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の関係基準額を実情に即するよう引き上げようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行すること

といたしております。

本案は、去る二月九日本特別委員会に付託され、同二十八日町村自治大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重審議を行ない、三月二十七日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、全会一致をもって附帯決議を付することに決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

会社臨時特別税法案(村山達雄君外一名提出)

○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、村山達雄君外一名提出、会社臨時特別税法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

会社臨時特別税法案を議題といたします。

右の議案を提出する。

昭和四十九年三月二十六日
提出者 村山 達雄 山本 幸雄

賛成者

足立 篤郎外二十五名

会社臨時特別税法

目次

第二章 総則(第一条—第三条)

第二章 課税標準及びその計算(第四条—第七

第三章 税額の計算(第八条—第十条)

第四章 申告及び納付等(第十一条—第十六条)

第五章 雑則(第十七条—第二十一条)

第六章 罰則(第二十二条—第二十七条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、最近における物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態にかんがみ、臨時の措置として、会社臨時特別税を課税するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内国会社 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三号(定義)に規定する内国法人である会社(保険業法(昭和十四年法律第

四十一号)に規定する相互会社を含む。)をいう。

二 外国会社 法人税法第二条第四号に規定する外国法人である会社(保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを含む。)をいう。

三 事業年度 法人税法第一章(事業年度)に規定する事業年度をいう。

四 納税地 法人税法第六編第六章(納税地)に規定する納税地をいう。

五 国内源泉所得 法人税法第三編第一章(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得をいう。

六 更正の請求 国税通則法(昭和三十三年法律

第六十六号)第二十三条第二項(更正の請求)に規定する更正の請求をいう。

七 更正又は決定 国税通則法第二十四条(更正)若しくは第二十六条(再更正)の規定による更正又は同法第二十五条(決定)の規定による決定をいう。

八 会社臨時特別税申告書 第十一条第一項(課税標準及び税額の申告)(第十六条(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)の規定による申告書(当該申請書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

九 期限後申告書又は修正申告書 それぞれ国税通則法第十八条第二項(期限後申告書)又は第十九条第三項(修正申告書)に規定する期限後申告書又は修正申告書をいう。

(納税義務者)

第三条 内国会社は、この法律により、次条第一項に規定する適用年度の課税標準法人税額につき、会社臨時特別税を納める義務がある。

2 外国会社は、国内源泉所得があるときは、この法律により、次条第一項に規定する適用年度の課税標準法人税額につき、会社臨時特別税を納める義務がある。

第二章 課税標準及びその計算

(内国会社に係る課税標準)

第四条 内国会社の会社臨時特別税の課税標準は、適用年度の課税標準法人税額とする。

2 前項に規定する適用年度とは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から同日以後二年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度をいう。ただし、事業年度の変更その他の事由により、当該各事業年度の月数の合計が二十四月に満たないこととなる内国会社又は当該月数の合計が二十四月を超えることとなる内国会社については、これらの会社の施行日以後最初に終了する事業年度の開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度をいう。

3 前項に規定する月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 前二項に定めるもののほか、施行日から同日以後二年を経過する日までの期間内に新たに設立された内国会社の適用年度その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(各事業年度の課税標準法人税額の計算)

第五条 内国会社の各事業年度(前条第一項に規定する適用年度に該当する各事業年度をいう。以下同じ。)の課税標準法人税額は、各事業年度の算出法人税額のうち年五億円(年五億円が当該各事業年度終了の時に占める資本の金額又は出資金額の年百分の二十に相当する金額に満たない場合は、当該金額とする。第二号において同じ。)を超える所得の金額に占める部分の金額とし、当該金額は、当該算出法人税額に、第一号に掲げる金額のうち占める第二号に掲げる金額の割合を乗じて計算した金額とする。

一 法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額(清算中の各事業年度の所得の金額を含む。)

二 前号に掲げる金額から年五億円に相当する金額を控除した金額

2 前項に規定する算出法人税額とは、法人税法第六十七條から第七十條の二まで(同族会社の特別税率及び税額控除)の規定及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十三條(土地の譲渡等がある場合の特別税率の規定を適用しないで計算した場合の各事業年度の所得に対する法人税の額(清算中の事業年度の所得に対する法人税の額(清算中の事業年度の所得に対する法人税の額を含む。、国税通則法第二条第四号(定義)に規定する附帯税の額を除く。)をいう。

3 前条第二項ただし書に規定する内国会社の施行日から同日以後二年を経過する日までの期間内に最初に終了する事業年度の開始の日から二

年を経過する日以前に開始し、かつ、同日後に終了する事業年度の課税標準法人税額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する計算した金額のうち当該最初に終了する事業年度開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間で同日を含む事業年度に係るものに対応する金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

4 事業年度が一年に満たない内国会社に対する第一項の規定の適用については、同項中「年五億円」とあるのは「五億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年百分の二十に相当する」とあるのは「に、百分の二十を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて算出した割合を乗じて計算した」とする。

5 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、資本又は出資を有しない内国会社の資本の金額又は出資金額の計算その他第一項の課税標準法人税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(外国会社に係る課税標準)

第六条 外国会社の会社臨時特別税の課税標準は、国内源泉所得に係る第四条第一項(内国会社に係る課税標準)に規定する適用年度の課税標準法人税額とする。

(国内源泉所得に係る各事業年度の課税標準法人税額の計算)

第七条 外国会社の国内源泉所得に係る各事業年度の課税標準法人税額は、国内源泉所得に係る各事業年度の法人税の額を基礎として、政令で定めるところにより、第五条(各事業年度の課税標準法人税額の計算)の規定に準じて計算した金額とする。

第三章 税額の計算

(内国会社に係る税率)

第八条 内国会社に対して課する会社臨時特別税の額は、各事業年度の課税標準法人税額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

(外国税額の控除)

第九条 会社臨時特別税申告書を提出する内国会社が各事業年度において法人税法第六十九条第一項(外国税額の控除)に規定する外国法人税を納付し、かつ、同項の規定の適用を受ける場合において、当該外国法人税の額のうち同項の控除限度額を超える金額があるときは、当該事業年度の課税標準法人税額につき前条の規定を適用して計算した会社臨時特別税の額のうち、当該事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した額を限度として、当該超える金額を第十二条(会社臨時特別税の期限内申告による納付)の規定により申告納付すべき会社臨時特別税の額から控除する。

(外国会社に係る税率)

第十条 外国会社に対して課する会社臨時特別税の額は、国内源泉所得に係る各事業年度の課税標準法人税額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

第四章 申告及び納付等

(課税標準及び税額の申告)

第十一条 内国会社は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出すること

一 当該事業年度の課税標準である課税標準法人税額

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき第八条(内国会社に係る税率)及び第九条(外国税額の控除)の規定を適用して計算した会社臨時特別税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 法人税法第七十五条(確定申告書の提出期限の延長)の規定は、会社臨時特別税申告書の提出期限について準用する。

(会社臨時特別税の期限内申告による納付)

第十二条 前条第一項の規定による申告書を提出した内国会社は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する会社臨時特別税を国に納付しなければならない。

(更正の請求の特例)

第十三条 法人税法第八十二条(前事業年度の法人税額等の更正に伴う更正の請求の特例)の規定は、会社臨時特別税申告書に記載すべき第十一号第一項若しくは第二号(課税標準及び税額の申告)に掲げる金額又は同法第二十三条第一号(定義)に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号まで(確定申告書の記載事項)に掲げる金額につき、修正申告書を提出し又は更正若しくは決定を受けた内国会社について、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、これらに係る事業年度の事業年度の会社臨時特別税申告書に記載した、又は決定を受けた当該事業年度に係る第十一号第一項第一号又は第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となる場合に、準用する。

(青色申告)

第十四条 内国会社が法人税法第二十一条第一項(青色申告の承認を受けている場合には、会社臨時特別税申告書及び当該申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出すること)ができる。

(更正及び決定)

第十五条 法人税法第三十条から第三十二条まで(青色申告書に係る更正等)の規定は、内国会社の各事業年度の会社臨時特別税に係る課税標準又は会社臨時特別税の額の更正又は決定について準用する。

(外国会社の申告及び納付等)

第十六条 第十一条第一項(課税標準及び税額の申告)及び第十二条から第十四条まで(会社臨時特別税の期限内申告による納付等)並びに法人税法第七十五条(確定申告書の提出期限の延長)及び第三十条から第三十二条まで(青色申告書に係る更正等)の規定は、外国会社の各事業年度の課税標準法人税額に対する会社臨時特別税についての申告、納付、更正の請求、青色申告及び更正又は決定について準用する。

第五章 雑則

(代表者等の自署押印)

第十七条 法人税法第五十一条(代表者等の自署押印)の規定は、会社(内国会社及び外国会社をいふ。以下同じ)の提出する会社臨時特別税申告書(当該申告書に係る修正申告書を含む。次条において同じ)について準用する。

(申告書の公示)

第十八条 税務署長は、会社臨時特別税申告書に記載された各事業年度の第十一号第一項第二号(会社臨時特別税の納付税額)に掲げる税額がある会社について、大蔵省令で定めるところにより、その会社の名称、当該申告書に記載された課税標準法人税額及び会社臨時特別税の額その他の事項を公示しなければならない。

(当該職員の見聞検査権)

第十九条 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、

会社臨時特別税に関する調査について必要があるときは、会社に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、会社臨時特別税に関する調査について必要があるときは、会社に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のもの所属する税務署又は国税局の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する会社に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項(これらの規定を第三項において準用する場合を含む)の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(会社臨時特別税に係る法人税法等の適用の特例)

第二十条 会社臨時特別税に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法 律	法 人 税 法	条 項	法 人 税 法	法 人 税 法	法 人 税 法
	第二十八条第一項（法人税額等の損金不算入）	法人税の額	法人税の額	会社臨時特別税（附帯税を除く）及び法人税の額	会社臨時特別税（附帯税を除く）及び法人税の額
	第六十七條第二項（同族会社の特別税率）	延長の場合の利子税） から、当該事業年度の所得	延長の場合の利子税） から、当該事業年度の所得	延長の場合の利子税（会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第...）第十一條第二項（会社臨時特別税の提出期限の延長に...）において準用する場合を含む。）	延長の場合の利子税（会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第...）第十一條第二項（会社臨時特別税の提出期限の延長に...）において準用する場合を含む。）
	第六十九條第二項（外国税額の控除）	控除限度額と	控除限度額と	控除限度額及び会社臨時特別税の額と	控除限度額及び会社臨時特別税の額と
	第八十二條（前事業年度の法人税額等の更正に伴う更正の請求の特例）	掲げる金額につき	掲げる金額又は会社臨時特別税法第十一條第一號若しくは第十二條（課税標準又は税額の申告）に掲げる金額につき	掲げる金額又は会社臨時特別税法第十一條第一號若しくは第十二條（課税標準又は税額の申告）に掲げる金額につき	掲げる金額又は会社臨時特別税法第十一條第一號若しくは第十二條（課税標準又は税額の申告）に掲げる金額につき
	第九十四條第一號（法人税額等の残余財産価額への算入）	法人税の所得に對する法人税	法人税又は会社臨時特別税の所得に對する法人税及び当該事業年度の会社臨時特別税法に規定する課税標準法人税額に對する会社臨時特別税	法人税及び会社臨時特別税	法人税及び会社臨時特別税
国税通則法	第十五條第二項第三号（納税義務の成立）	法人税	法人税	法人税、会社臨時特別税	法人税、会社臨時特別税
	第二十一條第二項（納税申告書の提出先等）、第三十條第二項（更正又は決定の所轄庁）、第三十三條第二項（賦課決定の所轄庁）及び第四十三條第二項（国税の徴収の所轄庁）	法人税	法人税	法人税、会社臨時特別税	法人税、会社臨時特別税
	第七十五條第四項第一号（国税に關する処分について不服申立て）	又は法人税法	又は法人税法	法人税法又は会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第...）	法人税法又は会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第...）

第八十五條第一項（納税地異動の場合における異議申立先等）及び第八十六條第一項（異議申立事件の決定機関の特例）	法人税	法人税、会社臨時特別税
国税徴収法（昭和三十三年法律第百四十七号）	第三十六條第二号（実質課税額等の第二次納税義務）	法人税法第百三十二條（同族会社等の行為又は計算の否認）（会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第百一十五号）第十五條更正及び決定）及び第十六條（外国会社の申告及び納付等）において準用する場合を含む。）
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第五十三條第八項（道府県民税の外国税額控除）	控除限度額と会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第百一十五号）第九條第一項（外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額
第三百二十一条の八条八項（市町村民税の外国税額控除）	控除限度額及び	控除限度額及び会社臨時特別税法第九條第一項（外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額と
政令で定めるもの	政令で定めるものとの合計額	政令で定めるもの

で定める。

(政令への委任)

第二十一条 第四条から前条まで(内国会社に係る課税標準等)に定めるものは、この法律の適用に必要事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十二條 偽りその他不正の行為により、第二十一條第一項第二号(申告に係る会社臨時特別税額)(第十六條(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)に規定する会社臨時特別税の額につき会社臨時特別税を免れた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた会社臨時特別税の額が五百万円を超え、かつ、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた会社臨時特別税の額に相当する金額以下とすることが出来る。

第二十三條 正当な理由がなく、第二十一條第一項(課税標準及び税額の申告)(第十六條(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することが出来る。

第二十四條 第十七條(代表者の自署押印)において準用する法人税法第五十一條第一項から第三項まで(代表者等の自署押印)の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する第十七條に規定する会社臨時特別税申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することが出来る。

昭和四十九年三月二十八日 衆議院會議録第二十一号 会社臨時特別税法案

一 第十九條第一項又は第二項(当該職員の間検査権(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。))の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第二十六條 会社臨時特別税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に關して知ることのできた秘密を漏らし又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第二十二條(会社臨時特別税を免れる罪)、第二十三條(申告書を提出しない罪)又は第二十五條(検査を拒む等の罪)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十九年三月三十一日から施行する。

2 会社の施行日から昭和四十九年四月三十日までとの間に終了する事業年度の課税標準法人税額に對する第八條(内国会社に係る税率)及び第十條(外国会社に係る税率)の規定の適用については、これらの規定中「百分の十」とあるのは、「百分の十・八」とする。

3 この法律は、第一條(趣旨)に規定する事態が消滅したと認められるに至つたときは、施行日から二年以内においても、廃止するものとする。この場合においては、会社の施行日から一年以内に終了する事業年度についてこの法律が適用されることとなる等必要な措置を講じなければならぬ。

理由

最近における物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態にかんがみ、臨時の措置として、会社臨時特別税の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長安倍晋太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔安倍晋太郎君登壇〕

○安倍晋太郎君 ただいま議題となりました会社臨時特別税法案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。この法律案は、最近における物価の高騰その他のわが国経済の異常な事態にかんがみ、それによつてもたらされた企業利得の一部を吸収すると同時に、現に行なわれております総需要抑制政策を補完するという観点から、大企業の利得の一部に對して特別の追加負担を臨時に求めようとするものでありまして、その概要は次のとおりであります。

第一に、納税義務者は、この特別税創設の趣旨から、これを株式会社その他の会社及び相互会社に限ることとし、臨時の措置として、会社利益の一部について課税することとしております。

第二に、課税標準は、法人の各事業年度の所得に對する算出法人税額のうち、所得年五億円または払い込み資本金の年二〇%に相當する金額のいずれか高い金額をこえる部分に對する金額によることとし、これに一〇%の税率を乗じて税額を算出することとしております。

なお、法人税の基本税率の引き上げが、本年五月一日以降に終了する事業年度から適用になることを勘案し、本年四月三十日以前に終了する事業年度につきましては、その税率について所要の調整を行なうこととしております。

第三に、この特別税は、通常の法人税と同様に、事業年度終了後二ヵ月以内に申告し、納付することとしたしておりますが、その性格上、法人税と異なり、この特別税については延納を認めないこととしております。

第四に、この法律が昭和四十九年三月末に施行されることを予定しつつ、施行日以後二年以内に終了する各事業年度について、時限的にこの特別税を適用することとしております。なお、経済の異常な事態が解消したときは、一年以内に終了する各事業年度に限り適用することとし、その際は、別途所要の措置を講じて、この法律を廃止することとしております。

以上が本案の概要であります。このほか、日本社会党から同名の会社臨時特別税法案、日本共産党・革新共同から臨時超過利得税法案、公明党から同じく臨時超過利得税法案がそれぞれ提案されました。

これらの各案については、一括して討論を行ないましたが、自由民主党を代表して森美秀君は、本案に賛成し、社会、共産、公明の各党提案の法律案に反対する旨を、日本社会党を代表して山田趾目君は、本案並びに共産、公明各党提案の法律案に反対し、社会党提案の法律案に賛成する旨を、日本共産党・革新共同を代表して荒木宏君は、本案に反対し、共産党提案の法律案に賛成する旨を、公明党を代表して田中昭二君は、本案並びに社会、共産各党提案の法律案に反対し、公明党提案の法律案に賛成する旨を、民社党を代表して竹本孫一君は、四法律案全部に反対する旨をそれぞれ述べられました。

次いで、本案について採決を行ないましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

昭和四十九年三月二十八日 衆議院會議録第二十一号

福田大蔵大臣の昭和四十七年度決算の概要についての発言 昭和四十七年度決算の概要についての発言に対する唐 七四八

なお、他の三法律案につきましては、本案が可決すべきものと議決せられましたことに伴い、議決を要しないものと議決いたしましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

福田大蔵大臣の昭和四十七年度決算の概要についての発言

○議長(前尾繁三郎君) 大蔵大臣から、昭和四十七年度決算の概要について発言を求められております。これを許します。大蔵大臣福田大蔵大臣。

〔國務大臣福田大蔵大臣登壇〕

○國務大臣(福田大蔵大臣) 昭和四十七年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げます。

昭和四十七年度予算は、昭和四十七年四月二十八日に成立いたしました。この予算は、わが国経済と国際経済との調和をはかりつつ、国民福祉の向上をはかるという基本方針のもとに編成されたものであります。

さらに、その後における人事院勧告の実施等に伴う公務員の給与改善等について措置するほか、経済情勢の変化に伴い、特に緊要となった経費について所要の措置を講ずるため、昭和四十七年十一月十三日補正予算が成立いたしました。

この補正によりまして、昭和四十七年度一般会計予算は、歳入歳出とも十二兆千八百九十九億四千

九百十三万八千円となりました。

以下、昭和四十七年度決算につきまして、その内容を数字をあげて御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は十二兆七千九百三十八億円余、歳出の決算額は十二兆九千三百二十一億円余でありまして、差し引き八千六百七十七億円の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和四十八年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、昭和四十七年度における財政法第六条の純剰余金は二千八百五十七億円余であります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額十二兆千八百八十九億円余に比べて、六千七百四十九億円の増加となるのであります。この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額三千二百億

円余が含まれておりますので、これを差し引きいたしますと、昭和四十七年度の歳入の純増加額は三千六百四十七億円余と相なるのであります。

その内訳は、租税及び印紙収入、雑収入等の増加額七千二百四十七億円余、公債金における減少額三千六百億円余と相なっております。

一方、歳出につきましては、予算額十二兆千八百九十九億円余に、昭和四十六年度からの繰り越し額九百五十五億円余を加えました歳出予算現額十二兆二千九百四十四億円余に對しまして、支出済み歳出額は十一兆九千三百二十一億円余でありまして、その差額二千七百七十三億円のうち、昭和四十八年度に繰り越した額は千八百六十五億円余となっており、不用となりました額は九百七十七億円余と相なっております。

次に、予備費であります。昭和四十七年度一般会計における予備費の予算額は千億円であります。その使用額は二千九百九十九億円余であります。

次に、昭和四十七年度の特別会計の決算であります。昭和四十七年度における特別会計の数は四十一であります。これらの決算の内容につきまして

は、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

なお、これらの特別会計の歳入歳出の決算額を合計いたしますと、歳入決算において二十二兆五千六百七十二億円余、歳出決算において十九兆三千六百九十七億円余であります。

次に、昭和四十七年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は十兆三百二十六億円余でありまして、この資金からの歳入への組み入れ額等は十兆五千五百一十一億円余であります。

十五億円の歳入と昭和四十七年度末の資金残額と相なります。これは、主として国税にかかる還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかったものであります。

次に、昭和四十七年度政府関係機関の決算の内容容につきましては、それぞれの決算書を御参照願いたいと存じます。

以上、昭和四十七年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

昭和四十七年度決算の概要についての発言に対する質疑

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。唐沢俊二君。

〔唐沢俊二君登壇〕

○唐沢俊二君 ただいま、大蔵大臣から、昭和四十七年度一般会計歳入歳出決算外三件について報告がありました。自由民主党を代表いたします。総理大臣に対し質疑をいたしたいと存じます。申すまでもなく、予算は適正かつ効率的に執行せらるべきであります。会計検査院の昭和四十七年度決算検査報告によりますと、不当事項等多

数指摘されており、まことに遺憾にたえません。政府及び関係当局は指摘事項に對しどのような処置を講じられたのか、また、その根拠を期するためどのような努力を払っておられるのか、総理大臣の御所見を承りたいと存じます。

決算審査の意義は今後の予算編成にも寄与することにありますので、次に当面問題となっている二、三の点につき、具体的に質問をいたします。

〔議長退席、副議長着席〕

まず、委託費について申し上げます。四十七年度において、総理府所管、科学技術庁関係で、好ましく事例が見受けられます。政府は、この際、委託費の支出にあたって、委託契約の内容を総点検し、報告書の審査を強化して、いささかも国民から疑惑の目で見られることがないよう処置を講ずべきだと思っておりますが、お考えを承りたいと存じます。

次に、赤字の特別会計、公社、公団等のうち、日本国有鉄道について申し上げます。四百億円の政府助成にもかかわらず、四十七年度の損失は三千四百五十五億円のほり、ついに累積赤字は一兆一千四百一十一億円の達しました。驚くべきことは、この赤字の国鉄において、動力及び国労の違法なストライキ及びサボタージュが、四十七年度一年間に実に百六日に及んでいることとあります。(拍手) 一年のうち三分の一はサボタージュに休んだりしていた。その結果、九万九千八百九十本が運休となり、これによる損害は、減収額二百八十億、施設等の物的損害約六億と見込まれております。特に貨物輸送は前年度に比べ二十七億トンキロの純減となり、国内貨物輸送に占める

国鉄のシェアはついに一七％に低下いたしました。再建途上にある国鉄にかかる致命的打撃を与えたこと自体問題であります。この一連のストは、延べ一億二千万人の足を奪い、生活必需品の輸送を停滞させ、物価の高騰を招き、国民生活をかつてない混乱状態におとし入れたのであります。そして国民各界から強い非難を受けたことは

まだ記憶に新たなところでありましたが、去る三月一日及び二十六日には、またまた、性こりもななく、しかもILO結社の自由委員会三十九次報告百二十四項で強く戒めている計画的政治ストを実施したことは、まことに遺憾であります。(拍手)

私は、国鉄職員の業務が緊張度の高い、危険かつ不規則であることは存しております。また、わが党も、職員の待遇改善をはかり、さらに夢と希望を与えるべく、国鉄再建に全力を傾注しているさなかであります。しかるに、動労及び国労が、みずからの置かれた立場を無視し、公共輸送の使命と責任を忘れ、社会的弱者のための闘争と称しながら、再び老人や子供の足を奪う暴挙に出たことは、絶対に許すことはできません。(拍手)

さらに、紙不足の今日、街頭に乱舞するピラを手に、眼光紙背に徹すれば「混乱に乗じて議会制民主主義を破壊せんとする動きあり」と断ずる人もおります。国民春闘とは名のみ、これぞまさしく狂乱春闘であります。(拍手)

政府は春闘対策に並々ならぬ熱意を示してまいりましたが、公共輸送、特に国鉄については、今後もしつくり話し合うよう労使に勧告し、また、正しい主張は認めても、不当かつ不法の手段に対しては、絶対に、まあまあではなく、き然とした態度をとるべきだと思いますが、総理の御見解を承りたいと存じます。(拍手)

次に、繰り越し額について申し上げますと、建設省関係が九百四十九億円と、全体の約半分を占めております。問題は、政府が最も重点を指向している公営住宅建設事業費について、予算現額千三百億円に対し、繰り越し額が三百六十一億円のぼつておるということでありまして、住宅難にあえぐ国民が七百万人にのぼる今日、予算を効率的に執行し、一戸でも多くの住宅を供給することは目下の急務であり、わが自由民主党の最大の政策であります。私は、今後においてもこのような非効率的な予算執行が行なわれるのではないか、最も危惧するものであります。

繰り越し額のすば抜けて大きいのは東京都であります。東京都に対する補助金で四十七年度の公営住宅建設事業費予算現額二百九十一億円に対し、繰り越し額は百七十二億円であり、実に六〇％は繰り越ししておるのであります。もし予算が適当に執行されておれば、一種中層住宅で一万六千戸が供給できたわけであり、入居希望者が二十三倍にもぼつておることを考えますとき、都民にまことに申しわけなく、遺憾のきわみに存じます。

総理は、東京に在住せられること三十五年三カ月、都民の心を心とせられております。このような事態をどのように理解し、また、解決に努力せられておるか、伺いたいと存じます。と申し上げますのは、住宅に困っている都民が、公営住宅が建たないのは、田中さんの責任か、美濃部さんの責任か、判断に迷つておるからであります。(拍手)

公営住宅建設は、地方自治法第二条第三項第六号及び公営住宅法第三条で明らかなごとく、地方公共団体固有の業務であります。政府がやっきになつても、地方公共団体に熱意がなければ、笛吹けど踊らずの結果に終わります。かかる弊害を除くため、住宅建設基本法等の新規立法によつて、義務教育のように、地方公共団体の責務をより明確にする考えはないか。

また、公営住宅制度自体にも問題なしとしないわけでありまして、建設の主たる障害は、市町村や周辺地域住民との話し合い不調によるものであります。したがって、周辺整備費等を捻出して地域住民との円滑なる調整をはかることか、大団地主義を捨て、一棟ごとの建設等きまかな政策を講ずるとか、いづれにせよ、民間住宅建設補助を強化することか、いづれにせよ、公営住宅制度の抜本的な政策転換をはかるお考えはないか、御所信を承りたいと存じます。(拍手)

わが国にとつて対外援助の重要性は、言うをまちません。しかし、四十七年度の政府開発援助について申し上げますと、援助供与約束額十億一千八百

百万ドルに対し、支出額は六億一千百万ドルにすぎず、GNP比率は、前年比〇・〇二%低下いたしました。これは相手国側の事情にもよるでありましようが、先進十六カ国で三つはいはうから三番目といわれるわが国側の条件、金利、償還期限等のきびしさによるものではないか、再考を要すると思ひます。

さらに、わが国の経済協力総額はアメリカに次いで大きいにもかかわらず、被援助国からそれ相当の評価を受けていないように見られるのであります。これは対外援助の内容及び方法に問題があるのではないのでしょうか。もちろん、被援助国の経済発展に資するため、商品借款、工場等のプロジェクト借款も必要であります。しかし、目玉商品として、有償無償を問わず、被援助国すべの国民が、これは日本がわれわれのためにつくつてくれたんだ、ウエルダン・ウエルダン・サソクスと感謝するようなのもの、たとえば学校、病院等の教育社会福祉施設、道路、橋梁等の公共事業にもつと重点を指向すべきではないかと思ふのであります。御見解を承りたいと存じます。

最近、在外公館におきまして、情報の収集不足、在留邦人や相手国との連絡不十分がしばしば指摘されております。もちろん、外交官の姿勢や責任感にも関係があると思ひます。しかし、まず定員や人員配置に問題があるのではないかと。すなわち、昭和四十八年十月における外務省の定員は二千八百七十一人で、これはアメリカの四分の一、西ドイツやインドの約半分であります。わが国の戦前の昭和十三年と比較いたしますと、大公使館数が五十九ふえているにもかかわらず、外務省の定員は戦前の約六〇％にすぎません。その結果、必要性をともに増してきたアラビア語の高度通訳はわずか三十四人、アラブ諸国にある大使館でアラビア語を自由にあやつれるのは、一館平均一人という現状であります。一方、業務量は、電信数、旅券発給数等大幅に増加しており、これで十分に外交の実をあげるわけにはま

りません。アメリカのカリフォルニア州と同じ面積に一億七百万人がひしめき、工業原材料の八五％を海外に依存しているわが国の進むべき道は、貿易立国であります。貿易量の増大なくして社会福祉国家建設は、木によりて魚を求むるがごときものであります。私の希望するものは、広く諸外国から理解され、尊敬され、信頼される日本であり、逆に最もおそれるのは、話し合いも、貿易も思うようにはかどらない、孤影しう然たる祖国であります。したがって、行政商業化には逆行するかも知れませんが、一日も早く外務省の人員増加及び人材確保をはかるよう総理大臣に要望いたします。(拍手)すなわち、大使については、米国や中南米のように、広く民間各界から起用するとともに、信賞必罰を明らかにし、中堅幹部については特別任用のワケを広げ、新規採用は計画的に大幅な増加をはかり、さらに、若手は長期間の在外研修を通じ、各国と血の通つた接触を保てるようにすべきであります。外交は黒白を判じがたいグレイエリアのものであり、その功は、自己満足か、後世の史家の判断にまづはかなく、その御苦労のほどはお察しいたします。しかし、時局は重大であります。変転著しい国際情勢に対処するため、よろしく刮目せられ、外務省の充実強化、省内刷新に大英断をふるお考えはないか、御所信を承りまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 唐沢俊二郎君にお答えいたします。

第一は、不当事項の根拠についての御発言でございますが、予算の執行にあたりましては、各省各庁において、その衝に当たる関係職員が、法令等の定めるところにより、適正かつ効率的な処理を行なうよう、十分留意をいたしておるところであります。

四十七年度におきましても、相当件数につきまして不当事項の指摘を受けておることは、まことに

昭和四十九年三月二十八日 衆議院會議録第二十一号

昭和四十七年度決算の概要についての発言に対する唐沢俊二郎君の質疑 昭和四十七年度決算の概要についての発言に対する稲葉誠一君の質疑

七五〇

に遺憾でございます。今後とも、予算執行にあたりましては、適正な処理を行なうよう指導の徹底をはかりまことに、会議、研修等により関係職員員の資質の向上につとめ、再び同じような誤りを繰り返さないよう、姿勢を正してまいりたいと思っております。

春闘に対する態度についての御発言でございますが、わが国は御指摘のとおり法治国家であり、法の順守は、国民全体にひとしく課せられた義務であります。政府としては、従来から、職員の経済的要求に對しましては、極力前向きに取り組むとの姿勢を貫いておるところであります。また、公正なる第三者機関である公労委の下す仲裁裁定につきましては、これを完全に実施いたしておるのが現状であります。

国鉄の一部組合は、このような政府の基本方針にもかかわらず、あえて話し合いによる平和的な解決を捨て、政治的目的のためにストを計画し、違法なスケジュール闘争を行なっておることは事実であります。これは国民に多大の迷惑をかけるばかりではなく、法を無視する行為が継続されていることは、まことに遺憾であります。政府としては、このような不正な行為に對しては、法に照らし厳正な態度で臨む所存であります。(拍手)政府、国民が一体となって物価問題の解決に取り組んでいく現段階において、しかも国鉄財政が危機に瀕している現在、このような違法な闘争を繰り返すことは、まことに遺憾であり、組合員諸君の深い自重を求めたいのであります。(拍手)

公営住宅建設費の繰り越し問題等について言及がございましたが、公営住宅の建設につきましては、近年特に東京、大阪等の大都市地域における事業の実施が著しくおこなわれていることは、御指摘のとおりでございます。その結果、四十七年度事業につきましては、全国合計で三百六十一億円の繰り越しを余儀なくせられておるのが現状でございます。この原因としましては、住宅建設に関する地元市町村、地区住民との調整の難航、用地の確保難等がそのおもなものと考えられます。かかる事態に對処するために、基本的には、大都市地域における宅地供給対策の拡充をはかりまことに、既成市街地における再開発事業の促進策を講ずることとしておるわけでございます。また、緊急的な施策としておる国、公有地の活用、また区画整理事業の推進、既存公営住宅建てかえ事業の促進、市街地内空地の利用促進等の措置を講じ、公営住宅建設事業を推進し、予算の適切な執行に努力をしてみたいと思えます。

特に大都市における公営住宅について申し述べますと、住宅建設の直接の責任は当該地方自治体为主体であることに責任を感じ、政府と相協力してこれが建設促進に努力されるよう切に望みたいのであります。(拍手)

(国務大臣大平正芳君登壇)

○国務大臣(大平正芳君) 私に對する御質疑は、わが国の対外経済援助の内容の改善についての御指摘でございます。わが国の対外援助の内容は、御指摘のように、工業、農林漁業の部面のみならず、社会福祉の向上、インフラ部門の充実等を重視すべきであることは、かねてから政府演説等を通じて政府も主張してまいりましたところでございます。政府はかような方針のもとで、御指摘のように、教育、医療、生活環境の整備等につきまして、今後なお一層の積極的な推進をはかりたいと思っております。

第二に、外務省の機構、人事管理等につきまして、深い御理解と激励をいただいたことを感謝いたします。今後御指摘の線に沿いまして、機構の拡充、信賞必罰、民間人の登用等の断行、人事の刷新等につきまして、一段と努力をしてみたいと思っております。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 稲葉誠一君。

(稲葉誠一君登壇)

○稲葉誠一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま報告のありました四十七年度決算に関連をいたして、総理に質問をいたします。

総理は、わかった、わかったと、こうよく言うのですが……(近ごろ言わなくなった)と呼ぶ者あり)近ごろ言わなくなったのですか。国民は近ごろあなたの言うことがよくわからないのであります。そこで、私は、役人のつくった作文等を読むのはやめて、遠慮なく腹を割ってほんとうのことを国民に語ってもらいたいと思ひます。(拍手)それだけでなく、ここで私が質問する意味がないし、そしてまた、あなたの持ち味も生きてこないと思うのでございます。

その一、経済運営の基本に對する考え方をお伺いしたいのでございます。

日本は小さい国である、資源が乏しい、人口は多い、したがって、製品輸出にたよって外貨を獲得する以外に道はない、そのためにはどうして、金が大企業、大資本家に税金をまけてやったり、金利を低くして便益をはかり、経済を運営せざるを得ないものである、大企業、大資本家が繁栄するといふことは、すなわち日本の繁栄である、その繁栄は回り回って国民のところに來るのであるから、国民はそれまでがまんしてほしい、これがあなたの考え方だと私はそんなにいたします。しかし、私は考える。回り回って国民のところに一體その恩恵が来るだろうか。確かに來ます。しかし、来るのは異常な物価高であり、公害であり、職業病等でございます。回り回っているうちに、みんなよいところは、大企業や大商社に吸い取られてしまふのではないですか。これが実際の姿、資本主義というものの姿ではないのか。あなたに総理に就任以来二年近く、この間の政治の中で、国民に對して、パンを求める者に対して石を与えたのではないでしようか。あなたの顔は国民のほうには向いていない。ちよつと向いても、すぐまた他の方向に向いてしまふのではないでしようか。国民の福祉や生活、それをあと回しにした経済の運営ではないのでしようか。私はどうもこの点について疑問を持っておるのでござい

ますから、どうか遠慮なく反論をしていただきたいと思います。その二は、国会の運営に對する態度でございます。議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に對しまして、あなたは予算委員会であつたか、この法律が占領軍によつて無理に成立させられたものであり、きわめて不本意であること、かつ、憲法の条章に競合し、刑事被告人との関連においても憲法違反であるかのごとくとれる発言をしておるのでございます。

この法律は議員立法であり、わが党の淺沼元委員長が提案説明したものでございまして、国民として、商社を証人として喚問し真相を究明すべしとの世論に對し、その抵抗をどうして試みたのでございませうか。かかる国民感情を輕視し、無視し、大企業擁護の態度をとるその真意、そしてまた、この法律に對する考え方を明らかにしていただきたかと思ひます。

本論に入りますが、その一は、今日の異常な物価の狂乱、悪性インフレは、総理が就任した直後の御究り物価の高騰に端を発しております。それらの異常な物価の高騰は、社会の階層に異なつた影響を与えるのであります。そこで、私は、インフレはある階層に利益をもたらした、また他の階層に不利益を与えることを、数字をあげて指摘をいたしたいと思ひます。

一つ、年収百五十万円の勤労者がことしの春闘で三〇%、四十五万円の賃上げを獲得したとしますと、年収は百九十五万円になります。ところで、二〇%物価が上がれば、百九十五万円の年収は実質的に三十九万四千円切り下げられるわけでございます。賃金は三十九万四千円切り下げられても、賃上げがそれを上回って、三〇%、四十五万円獲得されたのであるから損はない、実質的に所得はふえた、これがあるいはあなたの論理であらうかと思ひます。ございしますが、私はこれは間違いだと思ひます。なぜなら貯蓄は減価をいたします。

勤労者一世帯当たり二百万円として、二〇%、四十万円が実質的に減少をいたします。この貯蓄の減価と賃金の減価の合計は七十九万円でございます。四十五万円賃上げしても三十四万円損をすることになります。

だれにもわかるきわめて平凡な真理だと思ふのでございますが、あなたはこれをそうであるといふようにお認めでございますか。問題にまともに答えていただきたいと思ひます。(拍手)

そしてまた、わが国の企業構成は、借入れ金が一四%、自己資本が一六%でございます。西ドイツその他とは逆でございます。つまり、借金によつて設備投資を行ない、高度経済成長をもたらした。わが国の生産力を世界第三位に拡大いたしました。したがって、わが国の企業は、ひいては資本主義経済は、この過剰な負債をインフレによつて切り捨て、軽減したいという本能を持ておるのではないでしようか。インフレによつて貨幣価値が二〇%減価すれば、百三十九兆円にのぼる借金、これは四十六年度法人企業総計でございますが、約二十八兆円も切り捨てられます。これまで池田、佐藤、田中内閣によつて進められてきたインフレ政策は、失敗どころか、むしろ大成功であつたという一つの議論でございます。

ただし、それは大企業、大資本家にとつてでございます。大企業、大資本家にとつてはプラスがあつても、勤労者にとつてはマイナスという、このインフレの持つ素朴な階層性というものを、総理はどう判断されるのでございませうか。いや、おまえの言うことを聞いてみると、どうももつともらしいけれども、これを肯定するわけにはいかない、何とか問題をそらして切り抜けよう。なんて考えを起さずに、どうか正面から私は答えていただきたいと思ひるのでございます。(拍手)

企業や商社の悪が追及されております。これはそのとおりですけれども、いわば各論でございます。さらに総論的な、田中内閣の政策のミスが今

日の混乱を招いたのでございまして、その政治責任は大きく追及されなければならないのであります。

わが国の経済は、物の隠退蔵、富と所得の不均衡拡大の悪性インフレの段階に入つております。この原因は、言うまでもなく、田中内閣の日本列島の調整政策を背景とする円の再切り上げ回避のための調整インフレにございまして、円の再切り上げ回避を至上命令とする誤った財政金融政策の落とし子でございまして。

調整インフレ政策として、一つ、不況カルテルの存続を認めたこと、二つ、四十七年度の十一兆四千七百億の大型予算及び六千五百億の大型補正予算の編成、三つには、四十八年度において大型予算十四兆二千八百四十億、対前年度比二四・六%増の編成、四つ目には、第六次の公定歩合の引き下げ、年利四・二五%による低金利政策の誤り等が指摘をされます。

昭和四十七年十二月二十六日、私も選挙で出たあとでございまして。四十八年度の予算と関連してございまして、朝日新聞「新内閣の課題をきく」というところで、当時の愛知大蔵大臣、なぐさた愛知さんのことをここで申し上げるのばあれでございまして、次のように語つております。「インフレには強い懸念を持てゐる。だが、物価の動きとムードとは、分けて考えるべきだ。卸売物価の急騰は、木材などに限定された動きだし、消費者物価は小康のきざしが見える。この面ではわがしの危機感は一カ月前よりやわらいでいる。」「予算規模を小さくもできるが、云々、あまり小型にしてはいけない。」「インフレの危険をかわすために総需要を抑え込むと、景気後退で輸出圧力がかかり、また黒字がふえる。」「云々と述べておられます。ここに現れるものは、一貫したインフレに対する甘い認識であり、この点にはわが党が一貫して警告を発してきたところでございまして。

同日付の紙上で、その愛知さんの談話に對比を

いたしまして、わが党編集長は「甘いインフレ認識」として注文、批判をしております。その中で、「インフレについての認識も甘すぎる。」「物価とムードとは分けて考える」というが、インフレはむしろインフレ・マインドによつて高まる。土地や株、木材価格の騰貴はインフレ・マインドの象徴的なものだ。」「この次ですが、まず、公定歩合を〇・五%引き上げ、金融を締めよ」と、具体的な提言をいたしておるのでございまして。

ところが、政府は、四十六年十二月と四十七年の六月二十三日に、各〇・五%引き下げ決定し、そのまますると放漫な金融、融資を繰り返してしまひました。引き締めるべきときに引き締めず、緩慢にし、しかも六兆五千億にのぼるといわれる過剰流動性を放置したことが、大会社の土地や商品の買い占め、物価の高騰を招いたのでございまして、これは大きな政策のミスであり、田中内閣の責任と言わずして何でございませう。

(拍手)

企業が空前の過剰流動性をかかえてそのはけ口をさがしあぐねていた状況を、政府はいち早くに不況とのみ認識したことと誤解があるのでございまして。(早く質問しろよと呼ぶ者あり)いま質問しているところですが、あつた政府、日銀は、四十八年四月二日から公定歩合を〇・七五%引き上げましたが、この三月のおくれ。政府は絶えず後手後手と現象を追いかけておるのでございまして。総需要抑制がおくれ、金融は放漫に終始したこの政策ミスを、総理はいまになってどう反省するのでございませうか。

昨日のテレビを私も拝見しておつたのですが、何か、四十四年度から十兆円の、銀行の数字をあげまして説明しておつたのですが、詳細なことを、そしてそのあなたの反省なり説明を求めたいと思ひるのでございまして。

昭和四十九年三月二十八日 衆議院会議録第二十一号 昭和四十七年度決算の概要についての発言に対する稲葉誠一君の質疑

なくとも情勢は変化したはずでございまして。こうした政策の誤りのために、田中内閣出現の翌月から卸売り物価は上昇に転じて、同年十二月以降は卸売り物価の上昇が消費者物価を上回り、卸売り物価主導型のインフレとなつたのでございまして、これまさに田中インフレ、政治インフレといふべきでございませう。(拍手)

次に、銀行等金融機関の問題でございまして、諸悪の根源は商社である。そのとおりだといひました。私は、その奥に銀行等の金融機関の問題があると思ひます。諸悪の根源、そのまた根源は銀行等であると言つても過言でないと思ひます。都市銀行は猛烈にもうかつておるやうです。私には、公共性のあるはずの銀行がもうかる理屈、もうかつていい理屈がわからないのであります。

国税庁の調査による都市銀行の申告所得というものは、四十七年の三月分四半期で、前年九月よりも主要銀行は百億円以上多いのです。なぜこんなに所得、したがって利益がふえたのでございませうか。これでは、老後が心配である、病気になる、そして住宅を持ちたいという、国民大衆が切なる願ひから銀行に金を預けたり何かしておる、その国民大衆の犠牲によつてかように利潤をあげているのではないのでございませうか。今後大衆預金者の利益をどう守っていくのか、預金金利の引き上げ、物価とのスライド制等考慮すべきではないか。

私は、また、政府が物価政策に熱意の足りないということとは、独禁法の改正にもあらわれておると思ひます。重要な点は、独禁法の運用というものを、政府はみずからの経済政策の一環としての意味を重視するの、あるいは経済警察的作用を重視するのでございませうか、どちらなのでしょう。独禁法は企業にとつて好ましからざる目の上のたんこぶ的なものであるとして、この運用に消極的だつたのではないでございませうか。物価の引き下げ権

昭和四十九年三月二十八日 衆議院會議録第二十一号 昭和四十七年度決算の概要についての発言に対する稲葉誠一君の質疑

七五二

その他の改正、あるいは公取の陣容の強化についての総理の考えをお聞かせ願いたいと思います。結論に入るのをごさいまするが、結論は二つございす。

その一つの結論は、物価の今後の見通し、これを国民は最も聞きたがっておるわけですが。一三だ、四一六だと言っておりました一三はもう過ぎてしまふわけでございますが、そういうふうなことがなくて、私は、まず一つには、総理の考える物価の安定、望ましい程度とはどの程度をいうのかということがまず一つ。

二番目は、これは参議院選挙後における物価の見通し、このことを特にお聞きしたいのでございす。国鉄運賃、あるいは米価その他、そしてまた、公共事業費や財投の繰り延べによる支払いの集中、これらが参議院選挙後に要因となつて非常な物価の高騰を招くのではないでしようか。単に問題の解決をずらしてというだけでは本格的な防止はできないのでございまして、この見通しと、公共料金をさらにせめて半年間でも凍結することぐらいに對する考え方を率直に聞かしてはしいのでございす。

その第二は、近來特に問題となつてまいりましたところの日の丸、君が代の法制化についての考え方と、あるいは教育勸励、憲法に對する考え方とございす。

自由民主党の綱領は、占領政策の再検討と自主憲法の制定をあげておるようございするが、一つは、憲法の問題は、この占領政策の再検討の中に入るのか。二番目は、自主憲法の制定とはいかなる意味、内容を持つものか。三つ目は、君が代は、主権在民の憲法と、あるいはその精神に抵触するおそれはないか。四番目は、きのうもテレビでも言つておりましたが、総理自身が考えるところの占領政策の再検討とは一体何なのか、具体的にお示し願ひたいのでございす。

右は、青嵐会の諸君も最大の関心を持つものだというふうにいわれておりますけれども、国民

は、それとは別の意味で非常な将来への危険を感じ取つておると思ひます。ですから、明らかにいたしていただきたいと思ひます。

また、国民協会への献金がどのように使われたかということは、単に一政党内部の問題ではなくて、広く国民の政治不信、政党政治の不信に連なる問題であると思ひます。この際、一部でも議論されておるうちに、国民の前にその使途を公開すべきと思ひます。国民の前に、これに對する総理の見解をお願いしたいと思ひます。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)
〔内閣総理大臣田中角榮君登壇〕
○内閣総理大臣(田中角榮君) 稲葉誠一君にお答えいたします。

まず第一は、経済運営の基本についてでございますが、昨年二月に策定せられた経済社会基本計画におきましては、国民共通の目標である福祉社会の実現を目ざしまして、社会保障の面期的充実、生活関連社会資本の拡充、自然環境の保全等、国民生活優先の資源配分を進めていくこととなしておるわけでありす。

政府としましては、このような国民福祉優先の経済運営の方向をさらに具体化し、その実施を強力に推進してまいりたいと思ひます。

議院証言法についての御発言がございましたが、この法律は昭和二十二年十二月公布のものであります。これは占領軍政策の中でも有名なモランダムケースのものであることは、御承知のとおりでございます。

憲法との関係につきましては、憲法第三十八條第一項は、何人も、自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について、供述を強制されないことを保障したものであることは、稲葉さんも御承知のとおりであります。しかも、同項の保障は、刑事上の責任に関係がない一般の不利の供述にも及ぶという議論のあることも、御承知のことだと思ひます。

ところが、議院証言法では、刑事上の訴追また

は処罰を招くおそれのある事項、及び恥辱に帰すべき事項に関するときは、証言を拒むことができなくなつておりますが、その運用のいかんによつては、証人として喚問された者が、あらゆる事項について証言を強制されるということも考えられるのであります。そのようなことでは、憲法の規定との関係で問題があるという意見があったことを述べたものでございす。

また、刑事訴訟法との関係につきましては、刑事裁判における証人は被告人以外の第三者であるのに対し、議院証言法における証人は、問題となつてゐる事案の本人である場合が多く、また、運用のいかんによつては被疑者または被告人のようないかなんかになることにもなりかねないことは、申すまでもないのであります。したがつて、議院証言法の証人が、實際上このような立場にあるという点に着目すれば、一般的に黙秘権が認められてゐる刑事訴訟法の場合に比べ、きびし過ぎるという考え方もあり得るわけで、議院証言法について、そのような考え方があつたことを、きびし過ぎるという意見があつたと述べたものであります。

これらの観点に加え、議会制民主主義擁護の立場から、私は、この法律の適用は慎重であるべき旨を機会あるごとに申し述べておるわけでありす。

次は、物価上昇によるひずみの是正等について、いろいろ意見を交へての御発言がございましたが、物価の上昇は、経済活動の各面や国民各層に均質的な影響を与えるわけではなく、所得の配分や資源利用の適切さを妨げる面があることは否定できません。

このため、政府としましては、從來から生活扶助基準、年金などについて、一般世帯の生活水準の向上、物価上昇等経済社会環境の変化に應じ、できる限りの措置を講じてきておるところであります。四十九年度予算におきましても、厚生、国民両年金に物価スライド制を実施することとして

おるわけでありす。

それから、企業の自己資本比率の低下について一言ございましたが、わが国企業の自己資本比率が、一五％台と、戦前の六一％に比べてごく低位にあることは、御指摘のとおりでございます。わが国の企業が金融等間接資本にウェイトがかかり過ぎておるという事実につきましては、先進工業国の例にも徴し、自己資本比率向上、強化のために施策を進めていく必要があると考えておるわけでありす。

それから、銀行に對する政府の方針についての話でございますが、銀行は一国の信用秩序の根幹をなすものであるため、その経営が安定し、強固であることが要請せられることは、言うをまちません。このような見地から、銀行の経営の健全性を確保し、できるだけ内部留保を厚くしておくことが望ましいと考えられるわけでありす。しかし、同時に、公共性の高い銀行が過度の利潤追求に走るようなことがあつてはならないことは、言うまでもありません。したがつて、今後とも、適度の競争を通じて経営の効率化と銀行機能の向上をはかりますとともに、その成果を預金、貸し出し、為替等の業務全般を通じて広く国民一般に還元していくよう指導してまいりたいと思ひます。

独禁法の改正についての御指摘でございますが、御指摘の価格引き下げ命令を含めまして、現在公取委員会において独禁法の改正強化を検討中とございす。政府は、その検討結果をまじまして、前向きに對処してまいりたいと思ひます。

君が代、日の丸についての御発言がございましたが、日の丸、君が代が国旗、国歌であるという認識は広く国民の間に定着をいたしております。しかし、教育の場で、国旗、国歌問題をめぐつて混乱が生じておる状況にあることから見て、法制化の問題について真剣に検討する必要があると思ひます。各々方面の意見も伺いま

して、慎重に結論を出してまいりたいと考えます。

なお、現行憲法との問題にお触れになりましたが、現行憲法におきましても、私が申し上げるまでもなく、天皇は日本国の象徴でございます。日本国民統合の象徴でありますから、君が代が国歌であることは、何ら差しつかえがないということとであります。

教育勅語についての御発言がございましたが、教育に関する勅語は、およそ半世紀にわたってわが国教育の根本理念とされてまいりましたことは、承知のとおりであります。戦後の諸改革が行なわれた中で、昭和二十三年六月十九日、衆議院において排除の決議が行なわれ、また、参議院において失効の決議が行なわれたことは、そのとおりでございます。したがって、これを復活することは考えておりません。しかし、その中には、多くの普遍的な人倫の大本を示した部分があることもまた事実でございます。でありますから、形式を越えて現代にも通ずるものがあるという事実を鑑み、それらについては、国民の共感を与えられるような状態で世論に問うべきではないかという考え方を持っておりますのでございます。

政治資金規正法による問題の御発言については、御指摘のとおり、法律の定めるところによつて公表せられておることを御承知いただきたい。以上。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 庄司幸助君。

〔庄司幸助君登壇〕
○庄司幸助君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、昭和四十七年度決算について質問いたします。

四十七年度予算は、わが党が指摘してまいりましたように、円の大幅切り上げの犠牲をあげて勤労国民に押しつけ、国民から大収奪しながら財界の要求をまのみにして、大企業本位の景気刺激をはかったものであり、国民に物価値上げと生活を

破壊を押しつけたものであります。同時に、アメリカのドル防衛政策への協力や日米軍事同盟の強化、四次防の先取りなど、軍国主義の全面復活を推し進めようとした、きわめて反動的、反国民的予算であったのであります。(拍手)

その執行後一年たった現在はどうか。狂乱する物価、大企業の不当利得、それに伴う国民生活の徹底的な破壊、横須賀基地の母港化、日本全土の沖縄化、四次防の実施、アジア諸国民の激しい怒りを買っている新植民地主義的海外進出等々、まさにわが党が指摘したとおりの事態になっているのであります。田中内閣の政策は、いまや内政、外交いずれも破局に直面しており、それが四十七年度予算執行の結果であることは明白であります。

以下、私は、四十七年度決算について、六点到り、具体的に伺いたいと思いますので、総理並びに関係閣僚の御答弁を求める次第であります。まず第一点であります。田中総理、あなたは、いまに至って狂乱する物価動向にあわてふためき、節約は美德とか、総需要の抑制などと言いつておられますが、政府は、これまで、総需要を喚起することによりすみやかに景気の回復をはかることを、当面する最も重要な課題である、こう言っておられたのであります。この基本方針のもとに、政府は、大型の赤字インフレ予算、史上最大の財政投融資、公定歩合の引き下げや銀行、政府関係金融機関からの貸し付け拡大、租税特別措置拡大などによって、大企業にばく大な資金を提供して過剰流動性を高め、インフレ要因に拍車をかけたのであります。

一般会計予算は対前年比二八・八％増、財政投融資は三一・一％増にも達し、しかも、その中で史上最大の赤字公債発行に踏み切ったのであります。しかも、田中内閣は、三次にわたって財政投融資計画を拡大し、その上、六千五百億円の補正予算を編成いたしました。その中で、歳入補正額の実に五五％に達する公債発行を計上し、公債依存率を

一挙に一九％に押し上げたのであります。その結果、日銀券発行額は、四十八年度には対前年比二七・七％増となり、政府関係金融機関や資金運用部資金の貸し付け金利引き下げ等の田中内閣の諸施策と相まって、悪性インフレと大企業による買い占め、投機を招いた根源となったのであります。

この点について、総理はどのような反省をなさっておられるのか。また、今日の事態は、大手商社、大企業と政府との癒着、結びつきをますます明らかにしていますが、今日のインフレ、投機をもたらし、政府みずからの責任をどのようにとられるのか、明白な御答弁をお願いする次第であります。(拍手)

第二に指摘したい点は、田中総理就任後展開された日本列島改造政策についてであります。

田中内閣は、成立早々、公共事業費七五％という補正予算を組み、日本列島改造論の強行をはかって、高度成長政策に急激な拍車を加えました。この列島改造計画の強行は、歴代自民党政府の高度成長政策でもたらされた物価高、公害などの諸矛盾を極限にまで激化させたのであります。

ところが、総理は、列島改造論こそが物価引き下げの特効薬であるという立場を繰り返し強調し、依然として、この列島改造論を撤回しようとはしていません。総理、あなたの列島改造論が全国の土地買い占めをおおって地価の暴騰を招き、地方自治体の財政を破壊し、国民のマイホームの夢をこぼれに打ち砕いた張本人であること、さらには一連の公共料金の引き上げを引き起こし、一そうの国民負担を強めたことは、何人も否定することはできません。総理の責任は重大であります。この四十七年度決算にあらわれたあなたの方の一連の施策こそ、物価の狂乱、買い占め、売り惜しみなど諸悪の根源をつくり出した決定的要因であったことを率直に認め、列島改造論を撤回し、国民に謝罪せられんことを望むものであります。したが、御答弁をお願いする次第であります。(拍手)

第三に、資源エネルギー及び食糧政策について伺いたいします。

政府は、高度成長政策によって、これまで、資源エネルギーを湯水のごとく乱費させ、しかも国内の石炭産業を取りつぶして、アメリカ資本が支配するメジャーへの依存を強めてまいりました。

一方、さらに重要な食糧についても、減反の強行や農地の取り上げ、農産物自由化の促進など、日本農業を破壊してこられました。四十七年九月のハワイ会談で聞くところによりますと、田中総理は、およそ二十億ドルもの農産物緊急輸入を約束し、アメリカなどの外国農産物に依存する政策をとり続けてこられたのであります。

このような政策をとり続ける限り、わが国の資源エネルギー問題、食糧問題は、アメリカの動向次第で一喜一憂し、しかもそのつど卑屈な従属的態度を一そう深め、さらにそれがより大きなエネルギー・食糧危機に発展する可能性を秘めているのであります。

このような観点から、いまこそ、わが党がかねてから主張してまいりましたとおり、対米従属、依存から脱却すべきときであると思っておりますが、総理並びに関係閣僚の見解をお伺いいたします。(拍手)

第四に、福祉政策についてであります。

政府は、四十七年度予算の目玉として、福祉社会への転換を麗々しく掲げました。しかし、四十七年度予算中、社会保障関係費はわずかに一四％にすぎません。あまつさえ、高福祉高負担を唱えて、健康保険法の改悪まで企てたのであります。老人医療費の無料化も、自治体のあとにしふに従ったにすぎません。また、福祉年金や生活保護基準のわずかな引き上げも、この激しい物価高騰の中では、まさに焼け石に水であります。これで福祉社会への転換などとは、よくも言えたものであります。

真に生活を保障する福祉の実現へ抜本的な改善を行なうべきだと考えますが、御答弁をお願いいたします。

昭和四十九年三月二十八日 衆議院會議録第二十一号 昭和四十七年度決算の概要についての発言に対する庄司幸助君の質疑

七五四

たします。

第五に、海外経済協力の問題であります。

四十七年度の経済協力費は、一般会計の一千二百億円をはじめ、輸出入銀行三千五百八十億円や海外経済協力基金五百六十億円の財政投融資など、巨額なものであります。特に、東南アジアへの無償援助は前年の二倍以上にはね上がり、四十七年一月のサンクレメンテ会談に基づいて、事実上、アメリカのインドシナ侵略への直接的な協力を強めたものであります。

同時に、このころから激増した大企業の海外への直接投資は、高度成長政策の破綻を補い、アジア諸国から、もうけられるだけもうけようとする新植民地主義の進出であることは、本院決算委員会での対韓援助集中審議や、今国会予算委員会でも明らかにされたところであります。ASEAN諸国を歴訪された田中総理にぶつけられたあの抗議の声も、まさにこの点に向けられたのであります。

このような、アメリカのアジア侵略に加担し、大企業の新植民地主義的進出を推進する経済援助はやめるべきだと考えますが、総理並びに外務大臣の御所見をお伺いいたします。

第六に、補助金、委託費などについてお伺いします。

日本分析化学研究所のデータ提進事件は、科学技術行政のたらめさと、国民の安全を無視して原子力潜水艦の入港を認めてきた政府の重大な責任を明らかにいたしました。同時に、四十七年度予算でも、その三割以上の膨大な額にのぼる補助金等の使用については、強い疑念を抱かせるものがあります。たとえば、通産省所管の超大型電子計算機などはその一例ではないかと思えます。

この際、各種法人などに対する補助金等について徹底的に洗い直すとともに、その結果を国会に報告し、不必要なものは削減すべきだと考えますが、政府の責任と今後の対応について明確な答弁を要求いたします。

以上、私は、四十七年度決算について六点到たり質問を申し上げましたが、最後に、総理、佐藤内閣の編成した四十七年度当初予算を受けて、あなたが最初に編成された補正予算は、これまで歴代自民党政府によって激化させてきた日本経済の諸矛盾を爆発点にまで高めたものであります。あなたの日本列島改造政策並びに一連の諸政策こそ、インフレを悪化させ、買い占め、売り惜しみを全国的に押し広げ、未曾有の物価急騰をつくり出した根源であったことは、もはや何人も否定し得ないところであります。(拍手)その点であなたの責任はまことに重大であります。しかし、それにもかかわらず、あなたの基本姿勢は変わっておりません。それは四十九年度予算を見るだけでも明らかであります。

私は、ここで総理がみずからの非を深く反省され、真に国民生活優先の立場に立つことによってその責任を果たされんことを強く要望申し上げます。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕
庄司幸助君にお答えいたします。

まず第一には、物価上昇の原因等についての御発言でございますが、毎々申し上げておりますように、昨年来の物価上昇は、コスト要因としての海外物価高、需給要因としての国内総需要の拡大など、多くの要因が複雑にからみ合っ生じたものでありますことは、申し上げておるとおりでございます。

社会資本の整備や社会保障の充実によりまして国民福祉を向上させることは、国民の強い要望であること、また、円の対ドル実質三〇％の切り上げに耐え、中小零細企業の倒産を防ぎ、かつ、国際収支の黒字幅を減少させるために、財政金融政策で積極的な施策が進められたことは、十分国民の理解を得られるものと考えます。これにアラブ諸国からの原油供給削減や原油公示価格の大幅な引き上げによる物価上昇圧力が加わり、昨年末の異常な

上昇を招いたものと考えておるのでございます。政府としては、このような観点から、従来より財政金融両面からの引き締めを推進いたしますとともに、個別対策の一その推進等をはかるなど、諸般の政策を着実に実施することによって、物価の安定をはかってまいりたい。

次は、国総法関係についての御発言でございます。毎度の御発言でございますが、国土総合開発の推進は、真の福祉日本を建設するために絶対必要なのであり、本件については、近視眼的な視野による固定的な見解を改められ、真に国民の必要とする政策であるとの認識に立つて、切に御協力を願いたい。

次は、資源エネルギーの対米依存から脱却せよとの、意見を含めての御発言でございますが、石油を中心とした資源エネルギーの安定的な供給を確保するためには、その供給量を増大すること、供給源を多角化することなどが必要であることは、申すまでもありません。しかし、現実の世界の石油市場における米系メジャーの地位は依然として高く、わが国の石油輸入の約半分をこれら米系メジャーに依存しておることも事実であります。今回の石油危機の体験を生かし、また、現在の産油国の立場の強化、メジャーの地位の相対的低下の状況下において、今後わが国としては、従来にも増して、資源保有国と消費国とが相互に對決することなく、共存共栄の見地に立つて、石油等、資源エネルギーの安定的供給及び増産を行ない得るような状況をつくり出すことに努めてまいりたいと考えております。

社会福祉、社会保障についての御発言でございますが、これはもう常に申し上げておりましたとおり、昭和四十九年度予算におきましては、物価の安定を最大の課題とするともに、社会保障の充実には思い切った財源の投入を行ない、その結果、一般会計の伸び率一九・七％の二倍に近い三六・七％増の社会保障関係費予算を計上しておることは、御承知のとおりでございます。

具体的には、福祉年金の五〇％引き上げ、提出制年金の物価スライドによる給付改善、生活扶助基準や施設入所者の生活費の二〇％引き上げなど、手厚い保護を必要とする人々の生活の安定と福祉の向上をはかることに努力を傾けておるのであります。今後とも、わが国の社会保障の充実につきましまして、長期的視点に立つて、着実な努力を積み重ねてまいりたい。

経済援助のあり方についての御発言でございますが、わが国の経済協力は、開発途上国の民生安定、経済発展に寄与し、それぞれの自助努力を支援するために行なわれておりますので、これが対米肩がわりとか新植民地主義とかいうことは、全く当たらないこととさせていただきます。

残余の問題については、関係閣僚から答弁いたします。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○国務大臣(大平正芳君) 資源政策に関連して、対米従属をやめるといふ御質疑でございますが、総理からもお話がございましたけれども、資源の安定確保は、わが国にいたしましては、グローバルなベースで多角的に考えてまいらねばならないと考へます。その際、わが国に対して伝統的な資源供給国でありますアメリカとの友好関係の維持は、日本にとって非常に大事な課題であると考えております。日米友好関係が直ちに対米従属であるとわれわれは決して考えておりません。

海外経済協力につきましまして、いろんな批判があるわが国の企業の海外進出はやめたらどうだといふ御相談でございます。

いま、これまた総理からもお話がございました。確かに、わが国の企業の海外進出につきましましては、一部にいろいろな批判があることも、われわれは承知いたしておりますし、われわれの側において考慮しなければならぬこともあることは十分承知いたしておりますけれども、わが国の経済協力は、その国の要望を軸といたしまして、その国民の福祉向上に役立つように、わが国

の援助許容能力の範囲内において実行いたしておるものでございませうし、また、実行しなければならぬ国際的な責任を持つておるものでございませうので、これをやめるといふわけにはまいりません。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

民間法人、政府出資の特殊法人に対する補助金や委託費を洗い直したしまして冗費を徹底的に削減せよ、かようなお話であります。御意見には、私は大蔵大臣として全く同見でございます。従来から補助金などの整理合理化には努力をいたしておりました。現に昭和四十九年度の予算でも、三百六十五件の補助金等の整理合理化を実行いたしておるわけです。今後とも、補助金の適正使用につきましましては、格段の努力をいたしてまいりたい。御協力のお手をお願ひ申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 坂井弘一君。

〔坂井弘一君登壇〕

○坂井弘一君 私は、公明党を代表して、ただいま御説明のありました昭和四十七年度一般会計決算等につきまして、総理並びに関係大臣に若干の質問を行ないます。

いまや、国民の大多数は異常な物価高騰におびえ、国民生活は危機に直面しております。

過ぐる予算委員会の審議において、大企業、大商社の数々の社会的背信行為が、産業界全体にあたるガンのごとく広がり、そこには価格のつり上げ、利益の隠匿、脱税という反社会的行為が平然と行なわれ、あたかも体質化されようとしている驚くべき事態の断面を見たのであります。たとえは海外取引を利用した大商社の不当な利得は、脱税として追徴され、国庫に収納されました。しかし、つり上げられた物価はそのまま残されているのであります。悪徳商法の犠牲となり、苦しめられているのは、常に消費者であり国民であるこ

とを忘れてはなりません。

ちなみに、海外取引にかかる悪質なものだけでも、国庫に追徴された脱税額は、昭和四十七年度決算等においても四十九件、八十八億九千七百万円の多額にのぼっております。もちろん、会計検査院は、この歳入の不適切については慎重に検査されているところでありましようから、いま、私はこの点について直ちに議論しようとするものではありません。しかしながら、この追徴による税収入が適正に徴収されたかいかについては、残念ながら、国会の決算審査においても明らかにすることはできないのであります。なぜか。それは、法律に基づく公務員に課せられた守秘義務のゆえであります。

そこで、私は、まず最初に、この秘密を守る義務についてお尋ねしたいと思ひます。

法人税法第六十三条において「法人税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関し知ることのできた秘密を漏らし又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する」とあります。その理由は、徴税事務が個人のプライバシーや企業の機密に絶えず接している関係上、相互信頼に基づく申告納税制のたてまえから必要であるというものであります。こういうことから、国家公務員法第百条の守秘義務よりさらに厳格に規定しているものであります。ゆえに、たとえ国会の場合といえども、お答えできません。御丁家願ひたいという、木で鼻をくくったような答弁の繰り返しにならざるを得ないというわけでありまう。その立法の趣旨に基づく限り、私はこれを理解するに決してやぶさかではありませんが、きわめて重要なことは、法人税法と地方税法を対比しますときに、法律の運用において大きな矛盾があることをここに指摘いたさねばなりません。

すなわち、地方税法第二十二條においては、法人税法第六十三条と全く同趣旨の守秘義務が明記されております。そうであるならば、法人税法と

と地方税法とで取り扱いを異にするというのはおかしいことであります。ところが、この両者では、驚くべきことに、その取り扱いを異にしているものであります。

昭和三十三年、岐阜県総務部長あてに「秘密漏洩の範囲について」という自治庁の回答がありまう。これを見ますと、「監査委員会の監査、公開の県議会または県議会常任委員会の会議等に対し、個人別滞納金額一覧表を書類により、または口頭で提出することは、地方税法の守秘義務に反しないか」という岐阜県の質問に対して、自治庁の回答は、「秘密漏洩には該当しない」となっております。現に、市町村の一部では、滞納者一覧表を御丁寧に市報に掲載し、きょうきょうしく張り出しまして、物議をかもしているところもあらわれております。

さらに、それに疑問を持ちました大分県が、「滞納金額が漏れることにより本人の今後の経済活動が大きく阻害される。その結果、その者の税の徴収が困難となる。また、滞納者以外の納税者への影響が大きき、住民の納税意欲心を阻害することになるのではないか」という質問をしたのに対しまして、自治省は、昭和四十四年、「個人別滞納金額を公表しても、守秘義務に抵触しないと解する」という回答をしているのであります。

仮装、隠蔽のあつた悪質な脱税事案について、法人税法では、守秘義務があるから答弁できないという。しかるに、地方税法では、個人別滞納金は秘密事項に該当しないと解釈し、公式の場合における発表はよろしいと回答しておる。おかしいではありませんか。一番悪質なものが発表できないで、そうでないものが発表できるという、このような法律の運用が許されるのでしょうか。

国民の生活の安定を脅かし、国民の疑惑の的である大法人の大口脱税事案については公表することとが許されるとしても、庶民の軽微な滞納などについては発表すべきではない、これがむしろ道理でありまう。

また一方、重要なことは、国家公務員たる地方公務員たることを問わず、ひとしく公務員たる者の順守すべき守秘義務については、厳正なる運用を期さなければならぬと考えるのであります。この法人税法と地方税法との解釈と運用の矛盾につき、総理並びに関係大臣の明確なる御見解を承りたいと存じます。

あわせて、この際、現行の守秘義務に対し、一定のワケをはめてこれを解除し、国民の生活を脅かす許しがたい悪質な事例については、これを国会に報告すべきではないか。御見解をお示し願ひたいのであります。(拍手)

さて、総理は、先ほどの答弁におきまして、社会福祉については、物価安定と同様、一番力を入れておられるところである、こう申されておりますけれども、はたしてそうでありまうか。私は、ここで具体的にお尋ねしたいと思ひますが、それは、当初実施計画を立てながら、その計画予算に基づく事業が行なわれず、せつかくの事業が中止されているというものであります。

特にここで取り上げたいことは、老人福祉施設、学校施設等の公共福祉事業が、物価政策の欠如による政府の失政により、事業計画の変更、事業の中止が続出していることを指摘したいのであります。

たとえば、老人福祉施設については、厚生省は社会福祉施設緊急整備五カ年計画なるものを策定いたしております。これは昭和四十六年度より昭和五十六年度までを目標としたものであります。四十六年度から四十八年度の三カ年間に、緊急収容施設のうち、寝たきり老人等の施設の進捗率は、わずかに三・九％であります。残りの六八・一％は、四十九、五十年の二カ年で達成しなければならぬことになるわけでありまう。過去三年間の年平均が、約一・一％、残り二年間の年平均約三・四％、つまり、三倍強の事業を消化しなければ計画が達成できないということになるわけでありまう。これでは、政府がいかに声を

昭和四十九年三月二十八日 衆議院會議録第二十一号 昭和四十七年度決算の概要についての発言に対する坂井弘一君の質疑

七五六

大にして福祉優先を喧伝しようとも、国民には、しよせん、むなしき響きにしか聞えせん。ましてや、わずか二年間で、七〇多近の事業を達成すべく努力いたしますと答えてはみても、およそ実行不可能なことは、もはや自明の理ではないでしようか。

現に、各地において、国のおさなりな事業計画と予算、それに、相次ぐ資材高騰のために、施設の建設を断念し、予算を返上せざるを得ない事態が惹起されていることは、政府はよく御存じのほうであります。

小学校の校舎建設におきましてもまたしかりであります。文部省の公立文教施設整備五カ年計画において、この計画の第三次、四十四年度から四十八年度の間は、一千九百七十一万二千平米の実績であります。これは、年平均三百九十四万平米の実績となります。

ところで、この計画の第四次は、四十八年度から五十二年度までであります。この計画の残り、二千三百二十七万七千平米の多きにのぼっているのではありません。つまり、年平均にいたしますと五百八十一万平米の事業を実施しなければ、これまた達成できないことになるのであります。

ある小学校では、本建築を断念いたしましたして、プレハブ校舎を建て、急場をしのぐという事態に追い込まれているところも出てきております。また、ある市におきましては、父兄負担の寄付金の大幅アップをいしても何とか建設せざるを得ないということ、深刻に苦慮しているところもあります。

すべからず、政府の失政の責めに帰すべきであります。この現状をいかに認識され、これをどう打開せんとするか、総理並びに関係大臣の責任ある御答弁をお願いいたします。(拍手)

最後に、公正取引委員会の権限と監視のスタッフの人員強化についてお伺いいたします。

最近の公正取引委員会は、狂乱物価と戦う姿勢

を強め、ことしになってから、石油、石油化学、アルミ業界に対する値上げ協定破棄勧告など、物価対策に取り組んでこられましたけれども、今日、企業数も激増し、その規模は巨大化し、それに対する公正取引委員会の事務量もふえ、複雑多岐となつております。

さて、独禁法違反事件の発生件数を見ますと、四十七年度に百六十六件、四十八年度から十二月まで、すなわち、前年度の四分の三の期間に、前年の事件数をはるかにこえる百七十七件が発生いたしております。

これに対し、公取委の独禁法違反行為の破棄勧告は、四十七年度三十件、四十八年度四月から十二月までに六十三件と激増し、その内容も、製紙、塗料、マーガリン、ボールペーピング、また最近には、石油化学、石油製品、アルミ業界と、大企業の価格協定に對し破棄命令を行つております。

しかしながら、事件調査に当たる審査部職員数は、本局、地方合わせてわずかに九十一名であります。しかも、四十五年度に比べ二名削減となつております。このため、現在、便乗値上げであるとの申告や独自の調査により違反事件を発見しても、調査できずにいる件数が何と六十件余りもあります。

公取委では、他部職員を併任し、あるいは日曜、祭日まで出勤して違反事件の調査に全力をあげているようではあります。が、わずかに九十一名の職員と審査関係予算千八百万円ではすべての違反事件を調査できないのは、これまたむしろ当然であります。

試みに、米国では、連邦取引委員会と司法省反トラスト局、合わせて約二千名の人員と約百二十四億円の予算規模になっております。

わが国では、公取委の権限も弱く、人員も少なく、そのため悪徳企業に対する徹底的なメスを加えられないままに狂乱物価を爆発させた政府の責任は、きわめて重大といわなければなりません。

(拍手)すみやかに、公正で自由な経済競争を守るお目付役の公取委の審査部職員の増加と予算措置を講ずるべきであります。

総理並びに大蔵大臣の誠意ある御答弁を要求いたします。私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣田中角榮君)

坂井弘一君にお答えいたします。

税法の守秘義務について、また、反社会的行為と見られる脱税事案については一定の基準を定めて国会に報告してはどうかという趣旨の御発言でございますが、いまもお述べになられましたように、現行法上、税務職員に対して厳格な守秘義務が課せられておる以上、税務執行機関がこれを公表することはできないわけでありまして、かりにそのような報告を行なうこととなした場合、反社会的行為の範囲をどのように考えるかについて困難な問題があるほか、納税者の基本的人権の保護にもかかわる問題でもあり、慎重な検討を要するものと考へておるものであります。

なお、悪質な脱税事案につきましては、告発によつて司直の手にゆだねられ、刑事上の罰則の適用があることは申すまでもないわけでございます。

次は、老人施設並びに学校施設等の予算執行についての御発言でございますが、老人ホーム等の社会福祉施設及び公立文教施設の整備につきましては、重点施策としてその推進につとめており、年々予算の拡充をはかりますとともに、その執行についても適正を期しておるところでございます。

また、その建築補助単価につきましては、毎年度所要の是正を行ない、実情に即した単価の設定につとめてきたところでございます。特に四十八年度におきましては、而三度にわたる単価の改正を行なつたところでございます。さらに四十九年度予算におきましても、公立文教施設の単価を大幅に引き上げ、また、社会福祉施設の単価につき

ましても、実情に即して定め得るよう配慮をしておるところであります。

政府としましては、総力をあげて総需要の抑制につとめており、建設資材の価格などは漸次鎮静化するものと考えており、事業は円滑に進むものと期待をいたしておるのであります。

次は、公取委の権限強化等についての御発言でございますが、公正取引委員会の権限強化につきましては、現在、独占禁止法の強化、改正を公正取引委員会において検討中でありまして、政府としては、その結果をまつて対処する所存であります。

なお、独占禁止法違反事件の取り締まりに当たる審査部職員の増員等につきましても、法改正との関連も考慮しながら、実情に沿うよう十分検討したいと考えておるのでございます。

残余に關しては、関係閣僚から答弁いたします。(拍手)

(内閣総理大臣田中角榮君)

○内閣総理大臣(福田赳夫君) 第一は、税務職員の知り得た秘密につき、大蔵省は、一切公表できない、さように言つておるが、他方、自治省は滞納税額の公表を認められておるのは、不統一ではあるまいか、こういう御指摘でございますが、法人税につきましては、法人税法第六十三条がありまして、この条項によりまして、税務職員が、企業の秘密、これを漏らしてはならないと、厳重な罰則が付けられておるのであります。これは、坂井さんの御指摘は現行法に立つての立論であります。が、現行法に基づく限り、さようなことに相なっております。

また、所得税などの問題でございますが、いやしくも、所得税納税者が秘匿を欲する事項、漏らしては困りますというふうな事項を漏らすということとは、これは国家公務員法百条、地方公務員法第三十四条の秘密というに該当する、かように考えますので、特別の法律規定のない限り、漏らすことのできない事項に属する、かように考へ

ておる次第でございます。

ただ、御指摘の、大蔵省の扱いはそういうふうになつておりますけれども、自治省におきましては滞納者の個人別滞納額を公表しておる、これは確かに御指摘のとおりであります。食い違つております。この食い違いにつきましては、これは自治省との間に十分調整いたしまして一本化したいたします。

次に、明らかに反社会的行為と見られる法人税の脱税につき、一定の基準を設けた上、国会に報告せよ、かような御所見でございますが、これは現行法上、ただいま坂井さんもお認めのように、嚴重な守秘義務が課せられておるのであります。この規定の上に立つという限りにおきましては、いかに反社会的行為を行つた法人といえども、その調査状況につきましてこれを発表することはできません。ただ、立法論としては、私はいろいろ御議論があるかと思つております。立法論ということになりますれば、これはまあ慎重にお互いに研究すべき問題である、かように考えます。

なお、年度中に物価が予定よりも高騰する場合の予算の執行をどういうふうに通算にやつていくつもりか、かようなことであります。が、われわれは四十八年度予算におきましてこれをほんとうに体験をいたしたわけでありまして、こういうことを再びあらしめてはならない、かように存じまして、四十九年度予算におきましては、予算そのものにおきまして十分な通算計上をいたしておる、これは御承知のとおりでございます。と同時に、やはり経済計画、経済見通しがあるのです。この見通しとそう多く狂うような状態は出現させてはならぬ。ことに物価につきましては、これをすみやかに鎮静せまして、そうして国民に御安心いただき、かつ、事業の執行等につきましてもこれが順調にいくように努力する、これが政府に与えられた職責である、かように存じますので、その物価の抑圧につきましては全力を傾倒してまいりたい。

たい、かように存じます。

なお、もう一つあります。公正取引委員会の機能強化のため、審査部等の職員の増加予算の増額をはかれ、こういうお話でございます。けれども、近時、公取委員会の役割が重要化しておる。したがって、その人員なり機構なり、あるいは予算の額なり、そういうものにつきましても配慮を格段といたさなければならぬということ。私は、私もそのように思ひます。政府もそのように努力いたしておられますけれども、公取委の今後の活動に大きく期待し、それが予算や人員のゆえに停滞するというようなことのないように、今後とも最善を尽くしてまいりたい、かように存じます。

〔拍手〕
〔国務大臣町村金五君登壇〕
〇国務大臣(町村金五君) 個人別滞納税額を地方団体の議会等に発表することは、地方税法第二十二條に規定する秘密漏洩に該当するとは考えられない旨の行政実例を出しておるようでありまして、事務の性質上、発表することは税務行政上不適当とする場合も多いと思はれますので、地方公務員法第三十四條の秘密保持義務の規定との関連も考慮いたしまして、慎重に取り扱つてまいりたいと考えます。

なお、この問題に対する大蔵、自治両省間の取り扱ひの相違については、すみやかに両省の間で協議をいたしまして解決いたしたいと存じます。

〔拍手〕
〇副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

〇副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 田中 角榮君
外務大臣 大平 正芳君
大蔵大臣 福田 赳夫君
農林大臣 倉石 忠雄君
自治大臣 町村 金五君
出席政府委員
内閣法制局長官 吉國 一郎君

〇朗読を省略した議長の報告

〔勸告書受領〕
一、去る二十六日、人事院総裁佐藤達夫君から、一般職の職員の給与に関する法律に基づく看護婦の給与の改善についての勸告を受領した。

〔報告書受領〕
一、去る二十六日、人事院総裁佐藤達夫君から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく昭和四十八年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

〔通知書受領〕
一、昨二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律
船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律
〔常任委員辞任及び補欠選任〕
一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任
地崎宇三郎君
三塚 博君
堀崎 潤君
補欠
越智 伊平君
堀崎 潤君
三塚 博君

文教委員

辞任
深谷 隆司君
島村 一郎君
農林水産委員
辞任
吉川 久衛君
白濱 仁吉君
栗山 ひと君
片岡 清一君
近藤 鉄雄君
八田 貞義君
白濱 仁吉君
補欠
近藤 鉄雄君
八田 貞義君
片岡 清一君
栗山 ひと君
吉川 久衛君

商工委員

辞任
島村 一郎君
保岡 興治君
米原 昶君
丹羽喬四郎君
前田治一郎君
島村 一郎君
保岡 興治君
米原 昶君
補欠
丹羽喬四郎君
前田治一郎君
島村 一郎君
保岡 興治君
米原 昶君

建設委員
辞任
柴田 睦夫君
米原 昶君
柴田 睦夫君
補欠
米原 昶君
柴田 睦夫君

予算委員
辞任
松岡 松平君
補欠
地崎宇三郎君

決算委員
辞任
渡海元三郎君
吉永 治市君
吉川 久衛君
白濱 仁吉君
渡海元三郎君
補欠
白濱 仁吉君
吉川 久衛君
吉永 治市君
渡海元三郎君

法務委員

辞任
江崎 真澄君
補欠
羽田 孜君

いづれも非官利としての公益事業であるから、すべて無税にすべきだと思ふがどうか。

二 有線放送電話の業務に伴う修繕積立金、災害積立金等も現在課税の対象になっている。本施設は、五年ごとに施設検査を受けるため修繕の必要も生ずるが、常時完全な状態を保たせる必要がある。従つて、法人税法第五十六条で船舶その他の修繕積立金の非課税を認めているのと同様に考え、有線放送電話の修繕積立金、災害積立金も、これに準じた取扱ひをすべきだと思ふがどうか。

三 有線放送電話の業務区域は、農林漁業団体の合併の進みつつある現況等を考慮し、同一市町村の区域を越える場合であつても業務区域として拡大を認め、利用者の便宜を考へるべきだと思ふがどうか。

四 公社電話との接続料金については、接続回線の加算額を全廃するとともに、接続通話手数料と電報取扱手数料の交付を廃すべきだと思ふがどうか。また、公社電話との接続についても、同一都道府県内は一中継の回線構成にこだわることなく接続対地を拡大するとともに、県外にも通話の対地を拡大すべきだと思ふがどうか。

五 最近の諸物価の高騰は特に著しく、そのため施設の新増設、改修等に伴う負担も膨大となるゆゑ、これらに対し農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金の貸出枠並びに市町村起債枠の拡充を図るとともに、それぞれの金利を大幅に引き下げるべきだと思ふがどうか。

また、山村並びに過疎地域に対し、ともに文化生活の恩恵に浴させるため、施設費の大幅な助成を図るべきだと思ふが、そのような措置をとる考へはないか。

昭和四十九年三月二十六日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員小沢貞孝君提出有線放送電話に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢貞孝君提出有線放送電話に関する質問に対する答弁書

一 について

固定資産税における非課税措置は、個々の固定資産の性格用途等に着目して、非課税措置を講ずることが公益の増進に貢献するところが大であるかどうかにについて具体的な検討を加えたうえ、必要やむを得ないものに対してのみこれを講ずることとされている。市町村については、地方公共団体の相互非課税の原則に基づき課税しないこととされているほか、農業協同組合法による組合等並びに専ら公共のために有線放送又は有線放送電話の業務を行う民法第三十四条の法人については、それらの者が所有し、かつ、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第二条に規定する有線ラジオ放送の業務又は有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する償却資産で、受信装置、放送装置、中継装置、通話装置、交換装置、電源装置、保安装置及びこれらに附帯する装置並びに線路並びに電柱について既に非課税措置を講じているところである。

二 について

1 特別修繕引当金については、周期的に大規模な修繕を要し、かつ、その周期が相当の期間にわたると認められる船舶等について、周期的に発生する多額の修繕費をあらかじめ引き当てるため認められている制度であるが、周期的に大規模な修繕を行うといった必然性の少ない有線放送電話設備を特別修繕引当金の対象とするのは、適当でないと考へる。

2 災害積立金については、予測することのできない偶発損失に備えるためのものであり、このような利益留保性の強い積立金は、税制

上認められていない。従つて、有線放送電話設備について災害積立金制度を設けることは適当でないと考へる。

三 について

有線放送電話の業務区域については、有線放送電話に関する法律によつて、一の市町村の範囲を超える場合でも相互の住民が社会的、経済的に緊密な関係にあるときは、隣接市町村の一部を業務区域に含めることができることとされている。

この業務区域の範囲も含め、同地域における電気通信サービスのあり方については、昭和四十八年六月郵政省に設置された「地域通信調査会」において総合的に調査、審議中であるので、その結論をまつて対処したい。

四 について

接続回線使用料加算額の廃止並びに接続通話手数料及び電報取扱手数料の支払については、公衆電気通信サービス全般との関係を考慮してその適否を慎重に検討することとしたい。また、電電公社回線との接続対地の拡大については、近年農山漁村地域に対する電電公社の電話の普及も急速に進んできている現状等も勘案しつつ、総合的に見地から検討を要する問題であるので、「地域通信調査会」の結論をまつて対処したい。

五 について

農山漁村において、農林漁業団体が経営する有線放送電話施設は、農林漁業経営の近代化、流通の合理化、生活の改善等に重要な役割を果たしており、当該施設の新設、改修等に要する経費について、農業近代化資金等を融通するなどその施設の普及改善に努力している。

農業近代化資金については、昨年法改正を行い、貸付限度を五倍に引き上げる等の積極的な改善措置を講ずるとともに、資金需要に十分応じられる融資を確保しており、総需要抑制策の一環として高金利政策が採られている中に

あつてその貸出金利を低利とするよう鋭意努めてきているところである。

有線放送電話施設の整備に要する市町村の地方債については、当該団体の財政事情を勘案し、一般事業債、辺地及び過疎対策事業債により事業が円滑に執行されるよう対処していきたい。

また、振興山村においては、振興山村農林漁業特別開発事業及び山村地域農林漁業特別対策事業により当該施設の新設（技術革新に伴う機能増強のための施設の改良を含む）を補助対象としその整備を図っている。

以上のほか、有線放送電話が農山漁村地域における通信連絡手段として同地域の要求に合致するかぎり健全な育成を図るよう努力していきたい。

右答弁する。

農用地開発公団法案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な内容は、次のとおりである。

（一）目的

農用地開発公団は、開発して農用地とすることが適当な未墾地等が相当の範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的とするものとする。

（二）法人格

農用地開発公団（以下「公団」という。）は、法人とするものとする。

（三）資本金

公団の資本金は、二億円と旧農地開発機械公団に対する政府の出資金に相当する金額の

昭和四十九年三月二十八日 衆議院會議録第二十一号 議案に関する報告書

合計額とし、政府は、必要に応じ追加して出資することができるものとする。

四 役員

1 公団に役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置くものとする。

2 理事長及び監事は、農林大臣が任命し、副理事長及び理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命するものとする。

五 業務

1 公団は、次の業務を行うものとする。

(1) 農畜産物の濃密生産団地を建設するため、次の事業を行うこと。

イ 農用地の造成（農用地間における地目変換の事業を含む）及びこれと併せて行う農業用施設の用に供される土地の造成又は改良。

ロ 土地改良施設の新設若しくは改良又は農用地の改良若しくは保全のために必要な区画整理、客土若しくは暗きよ排水等であつて、イの事業と併せて行うもの。

ハ 農業用施設の新設又は改良であつて、イの事業と併せて行うもの。

(2) イ又はロの事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利等の交換分合を行うこと。

(3) (1)の業務を行うことにより新設され、又は改良された農業用施設についての災害復旧事業（当該業務が完了するまでの間に限る。）を行うこと。

(4) (1)の業務を行うことにより新設され、又は改良された農業用施設の譲渡を行うこと。

(5) (1)の業務と併せて農機具、家畜その他

農林省令で定める物の売渡しを行うこと。

(6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、委託に基づき、農林大臣の認可を受けて1の(1)のイ若しくはロの工事又は1の(3)の工事と密接な関連を有する工事を行うことができるものとする。

六 事業実施方針等

1 事業実施方針

農林大臣は、都道府県から、区域を特定して公団が(1)の業務を行うべき旨の申出があつた場合において、一定の要件を備えているものと認めるときは、事業実施方針を定め、これを公団に指示するとともに、その概要を公表しなければならないものとする。これを変更しようとするときも、同様とするものとする。

2 事業実施計画

(1) 公団は、(1)の(1)の業務を行おうとするときは、1の事業実施方針に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、農林大臣の認可を受けなければならないものとする。

(2) 公団は、(1)の事業実施計画を作成しようとする場合には、(1)の(1)のイの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の全員の同意及び(1)の(1)のロの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意を得なければならないものとする。

(3) 事業実施計画の変更は、関係都道府県知事との協議及び農林大臣の認可のほか、あらかじめ、(1)の(1)のイ及びロの事業についての事業参加資格者の三分

の二以上の同意を得なければならないものとする。

3 公団の行う換地計画、交換分合計画及び災害復旧事業実施計画についての手続き規定を設けるものとする。

4 公団は、(1)の(4)及び(5)の業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならないものとする。

費用負担

公団は、(1)のイ及びロの事業、(1)の(2)の業務並びに(1)の(3)の業務（土地改良施設に係るものに限る。）に要する費用の一部を都道府県に負担させることができるものとし、都道府県は当該事業又は業務の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者等から当該負担金の全部又は一部を徴収することができるものとする。

(4) 財務及び会計

事業年度、利益及び損失の処理、余裕金の運用その他公団の財務及び会計に関する規定を設けるものとする。

(5) 監督

公団は、農林大臣が監督するものとし、農林大臣はその業務に関し監督上必要な命令をすること等ができるものとする。

(6) その他

罰則に関する規定その他所要の規定を設けるものとする。

(7) 附則

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとし、農地開発機械公団の廃止に関する規定等は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するものとする。

3 農地開発機械公団の解散等

農地開発機械公団は、公団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において公団が承継するものとする。

4 臨時の業務等

公団は、当分の間、農林大臣の認可を受けて、農地開発機械公団の業務を行うこと等ができるものとする。

5 農地開発機械公団法の廃止等

農地開発機械公団法の廃止に関する規定その他所要の規定を設けるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、農用地開発公団を設立し、この公団が農畜産物の大規模かつ濃密な生産団地を創設し、もつて、国民食料の安定的な供給の確保をはかることとするものであつて、妥当なものと認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党・革新共同津川武一君から修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度一般会計予算（農林省所管）に、農用地開発公団の出資に必要な経費として二億円並びに農用地開発事業に必要な経費及び特定地域農業開発事業に必要な経費のうちに、それぞれ農用地開発公団が行う事業に要する事業費の一部補助として合計二十五億一千六百万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十九年三月二十六日

農林水産委員長 飯谷 忠男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

【別紙】

農用地開発公団法案に対する附帯決議

政府は、国際的農畜産物の需給ひつ迫の動向等に即応して可及的すみやかに国内自給態勢の確立をはかるため、積極的に農用地の開発を推進することとし、本法の施行に当たつては、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 公団事業の開始前にその対象区域における事業参加資格者の意向が十分反映するよう適確な措置を講じるものとし、さらに適正な営農類型を策定して受益農民の完全な合意を得るよう努めること。

二 公団の行う農用地造成事業を推進するため、その対象区域内の事業参加資格者と使用収益権者の間の円滑な調整につき、都道府県知事による適切なあつせん、調停等が行われるよう指導するとともに、必要があるときは農地法の未墾地買収等の適用を検討すること。

三 農用地開発の土地取得を円滑にするため、農地保有合理化法人等の先行取得及び資金の確保等各般にわたる措置を強力に講ずること。

四 公団の行う事業の適正を期するとともに、事業の推進及び事業完了後の施設の維持管理及び営農に至るまで、国、地方公共団体及び農業団体等が一体となつて受益者等に対して濃密な助成、指導が行えるよう体制の整備確立をはかること。

五 公団の行う事業は、その効果を早期に発現させるため、短期間に完工させるとともに、農民負担の軽減のため国庫補助率の引上げ、財政資金の貸付条件の緩和等につき今後とも努力すること。

六 農地開発機械公団から引き継がれる公団職員処遇については、すみやかにその給与が他の政府関係機関と均衡するよう措置するとともに、定員外職員の定員化等に努めること。なお、公団の役員機構は極力簡素なものとすること。

右決議する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における公務員の給与の改定、賃金及び物価の変動等に伴い、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準が、実情に即さないものとなつたので、所要の改定を加えようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 最近における公務員の給与の改定等に伴い、投票所及び開票所経費等の積算単価である超過勤務手当、人夫賃及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定すること。

2 最近における物価の変動に伴い選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である用紙代その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定すること。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を実情に即するようにするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十九年度一般会計予算に約二十八億五千万円が計上されてゐる。

右報告する。

昭和四十九年三月二十七日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 福水 健司

衆議院議長 前尾繁三郎殿

【別紙】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国会議員の選挙等の執行経費につき、地方自治体に超過負担をかけることのないよう、その現状について調査し、必要な措置をとること。

右決議する。

会社臨時特別税法（村山達雄君外一名提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態にかんがみ、会社利益の一部について会社臨時特別税を課することとし、次の措置を講ずることとしている。

1 納税義務者は、株式会社その他の会社及び相互会社並びに外国会社とする。

2 課税標準は、各事業年度の所得に対する算出法人税額のうち、所得年五億円又は払込資本金の年二〇パーセントに相当する金額のいずれか高い金額を超える部分に対応する金額とする。

3 税率は一〇パーセントとする。ただし、法人税率の引上げ前の旧税率（三六・七五パーセント等）が適用される昭和四十九年四月三十日以前に終了する事業年度分については、一〇・八パーセントとする。

4 この特別税は、法人税の場合と同様に、事業年度終了後二か月以内に申告し、納付することとする。ただし、納付については延納を認めないこととする。

5 この法律は、昭和四十九年三月末に施行す

ることとし、施行日以後二年以内に終了する各事業年度に適用することとする。ただし、経済の異常な事態が解消したときは、施行日から二年以内においても廃止するものとし、この場合には、一年以内に終了する各事業年度について適用することができるよう所要の措置を講ずることとする。

なお、本法の施行に伴い、昭和四十九年度において約一、七〇〇億円の増収が見込まれる。

二 議案の可決理由

本案は、時宜に適した措置であると認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十九年三月二十八日

大蔵委員長 安倍晋太郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十九年三月二十八日 衆議院會議録第二十一号

七六二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円

（送料別）

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（代）